

矢巾町都市計画マスタープラン

平成30年10月（令和6年3月 一部改定）

岩手県矢巾町

はじめに

本町では、計画的かつ効果的な都市づくりを進めるために矢巾町都市計画マスタープラン（都市計画に関する基本的な方針）を社会経済状況の変化に基づき改定しております。



前回、平成 30 年の改定では、本町の恵まれた自然及び田園環境を保全し、全国的な課題である都市防災及び環境対策について推進することとしました。

また、岩手医科大学附属病院の移転などに係る都市機能を整備し、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを目指してまいりました。

今回の一部改定では、令和 3 年度に市街化区域に編入された地域及び令和 4 年度に新規事業化された国道 4 号盛岡南道路が本町の都市づくりに大きな変化を与えることから、良好なまちづくりに活用できるよう土地利用及び道路網を中心に一部見直しを行いました。

また、本町の顔である矢幅駅を中心拠点とした都市づくりを継承しつつ、他のまちづくりに資する機能及び資源となる地域を拠点とし、「未来につながる安心快適なまち やはば」をまちづくりの理念に掲げて、本町の利便性及び活力がさらに向上するよう施策を展開してまいります。

結びに、矢巾町都市計画マスタープランを一部改定するにあたり、御尽力を賜りました有識者の皆様をはじめ、町民の皆様、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和 6 年 (2024 年) 3 月

矢巾町長 高橋 昌造

目次

第1章 都市計画マスタープランの概要.....	1
1 役割.....	2
2 性格及び位置づけ.....	2
3 計画区域.....	3
4 目標年次及び一部改定.....	3
5 都市計画マスタープランの構成.....	3
第2章 上位計画.....	5
1 第8次矢巾町総合計画基本構想における将来像.....	6
1-1 まちづくりの基本理念.....	6
1-2 まちの将来像.....	6
1-3 将来人口の見通し.....	6
1-4 土地利用構想.....	7
2 盛岡広域都市計画区域マスタープランにおける将来像.....	8
2-1 都市づくりの基本理念.....	8
2-2 都市計画区域の基本方針.....	8
3 国土利用計画矢巾町計画.....	10
3-1 土地利用の基本方針.....	10
3-2 地域類型別の町土地利用の基本方向.....	10
4 矢巾町国土強靱化地域計画.....	12
4-1 基本目標.....	12
4-2 事前に備えるべき目標.....	12
4-3 基本的な方針.....	12
4-4 想定するリスク.....	13
第3章 現状把握.....	15
1 自然条件.....	16
1-1 自然条件、地形水系.....	16
1-2 気象環境.....	16
1-3 地質土壌.....	18

1-4	動植物相・緑地現況.....	18
1-5	土地利用の推移.....	18
2	社会的条件.....	19
2-1	広域の位置づけ.....	19
2-2	人口・産業の状況.....	21
2-3	小売の推移.....	27
2-4	産業の推移.....	29
第4章 都市形成の経緯と課題		33
1	都市形成の経緯と今後の課題.....	34
2	中心市街地形成の状況.....	36
3	町民の意向.....	38
第5章 全体構想		43
1	まちづくりの基本理念.....	44
2	将来目標人口.....	46
3	都市づくりの目標.....	46
3-1	さまざまな拠点がその役割を担い、能力を発揮するまちづくり.....	46
3-2	みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり.....	47
3-3	町民や地域が主体となり、連携するまちづくり.....	47
3-4	環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり.....	48
3-5	観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくり.....	48
4	将来の都市構造.....	49
4-1	将来都市構造の基本的な考え方.....	49
4-2	都市構造の構成要素.....	50
5	都市づくりの方針.....	52
5-1	土地利用.....	52
5-2	都市施設の施策.....	56
5-2-1	基本方針.....	56
5-2-2	交通施設の整備方針.....	56
5-2-3	公園・緑地の方針.....	60

5-2-4	上下水道及び河川の方針	61
5-2-5	その他の都市施設の方針	62
5-3	都市環境	64
5-3-1	基本方針	64
5-3-2	都市環境形成の方針	64
5-3-3	都市景観形成の方針	65
5-3-4	都市防災の方針	66
5-4	市街地整備	67
5-4-1	基本方針	67
5-5	住民参加のまちづくり推進	68
5-5-1	基本方針	68
5-5-2	住民参加の方策	69
参考-1	都市計画の提案制度	70
参考-2	地区計画等に関する申出制度	71

第6章 地域別構想.....73

1	地域区分	74
2	東部地域	75
	(1) 東部地域の現況と課題	75
	(2) まちづくりの目標	76
	(3) まちづくりの方針	77
3	西部地域	81
	(1) 西部地域の現況と課題	81
	(2) まちづくりの目標	81
	(3) まちづくりの方針	82
4	北部地域	85
	(1) 北部地域の現況と課題	85
	(2) まちづくりの目標	86
	(3) まちづくりの方針	86

第1章

都市計画マスタープランの概要

1	役割	2
2	性格及び位置づけ	2
3	計画区域	3
4	目標年次及び一部改定	3
5	都市計画マスタープランの構成	3

1

役割

都市計画マスタープランは、正確には市町村の「都市計画に関する基本方針」といい、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性のある将来ビジョンを確立し、将来の「まち」のあるべき姿を示すとともに、大きく次の3つの役割があります。

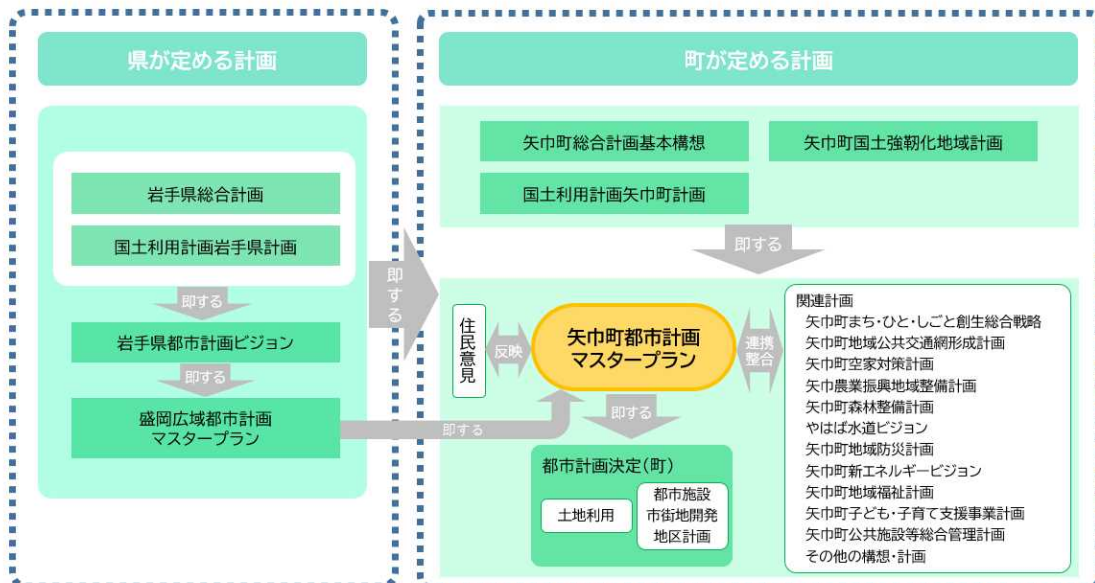
- (1) 実現すべきまちの将来像を示す
- (2) 個別の都市計画の決定・変更の指針となる
- (3) 住民参加によるまちづくりを促す

2

性格及び位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2で規定する法定計画です。当該市町村を含む「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（岩手県が定める盛岡広域都市計画区域マスタープラン）、議会の議決を経て定められた「市町村の建設に関する基本構想」（矢巾町総合計画基本構想）に即することとなっています。

矢巾町都市計画マスタープランは、矢巾町のこれからのまちづくりについて、町民や事業者等の指標となるものであり、関係機関に対して基本的な考え方を示すことにより、理解と協力を得るためのものです。



3 計画区域

矢巾町行政区域全域である67.32km²を対象区域とします。基本的には都市計画区域が対象となりますが、都市計画区域外への配慮、自然環境の保全を前提とした土地利用のあり方の検討も必要であるため、都市計画区域外を含むこととします。

4 目標年次及び一部改定

都市計画マスタープランは、長期的な都市づくりの方針を定めるため、目標年次については、策定から概ね20年後の令和20年(2038年)とします。ただし、今後の社会経済の情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直すこととします。

なお、令和5年度(2023年度)に、町の情勢の変化に対応するため、一部改定を行いました。

5 都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全体構想と地域別構想の2編で構成されています。

全体構想編では、第8次矢巾町総合計画基本構想において示された本町の将来都市像の実現に向け、町域全体のまちづくりの方向性を示します。また、都市計画によるまちづくりに係る各種施策を都市計画方針として示します。

そして、地域別構想編では、地域特性や日常生活圏域などをもとに、町域を3つの地域に分け、それぞれの地域が有する特性や町民のまちづくりへの意向を踏まえながら、全体構想に基づくまちづくりにおける役割や目指すべき方向を示します。

矢巾町都市計画マスタープラン

●全体構想

- まちづくりの基本理念
- 将来目標人口
- 都市づくりの目標
- 将来の都市構造
- 都市づくりの方針

●地域別構想

- 地域別の現況と課題
- 地域別まちづくりの目標
- 地域別まちづくりの方針



第2章

上位計画

1	第8次矢巾町総合計画基本構想における将来像.....	6
2	盛岡広域都市計画区域マスタープランにおける将来像.....	8
3	国土利用計画矢巾町計画.....	10
4	矢巾町国土強靱化地域計画.....	12

1

第8次矢巾町総合計画基本構想における将来像

第8次矢巾町総合計画基本構想（令和6年(2024年)策定）では、新たに定住する人々、各種機関や産業の進出を本町の成長の糧としつつ、町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を目指し、次のことを示しています。

なお、次期計画の第9次矢巾町総合計画は令和14年(2032年)に策定される予定です。

1-1 まちづくりの基本理念

「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」

1-2 まちの将来像

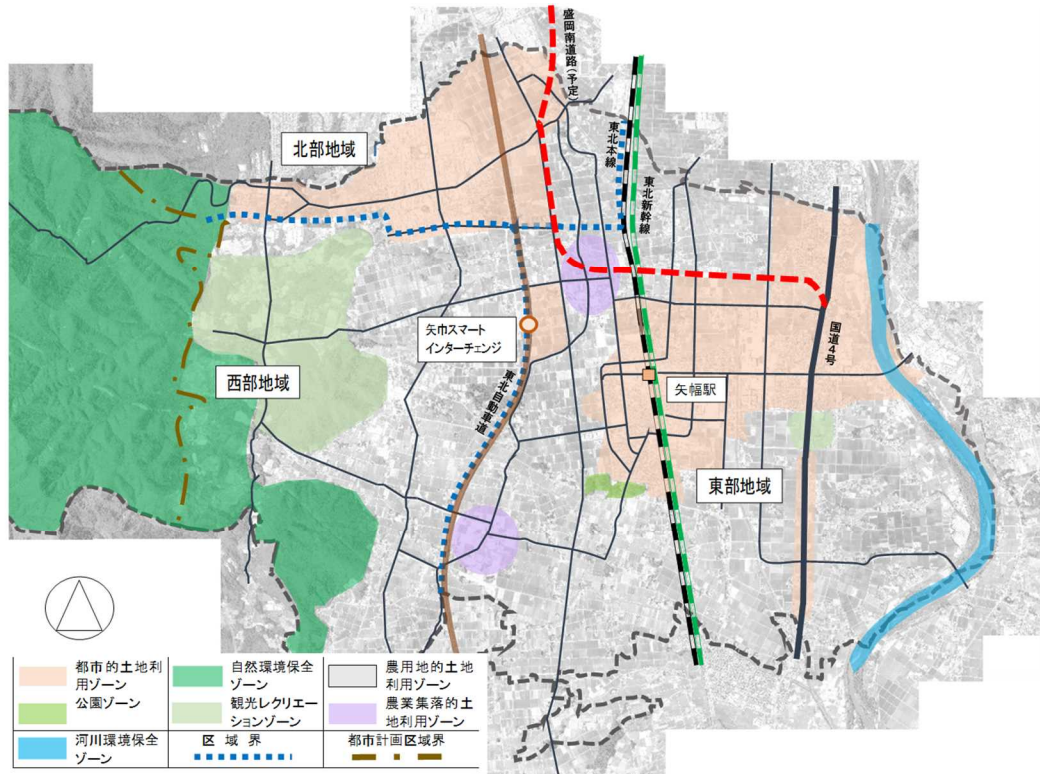
- ① 新たな活力と変革を実感できるまち
- ② 「ありがとう」が行き交う幸せなまち
- ③ 豊かな環境を未来へつなぐまち

1-3 将来人口の見通し

矢巾町の人口は、令和元年の岩手医科大学附属病院開院などを背景に増加が進み、令和2年(2020年)の国勢調査では初めて人口が28,000人を超えるに至りました。しかしながら令和5年時点では人口がやや減少傾向にあり、今後新たな宅地開発によって一定の転入増加は期待できるものの、令和10年(2028年)ごろからは再び人口減少が見込まれることから、将来を見据えた持続可能な地域社会の形成や人口増加に向けた取り組みが必要となっています。

1-4 土地利用構想

第8次矢巾町総合計画基本構想の土地利用構想図



第8次矢巾町総合計画においては、自然豊かな環境の保全を念頭におきつつ、土地利用構想をゾーニングによって上図のとおり位置づけ、各エリアで計画的な土地利用を推進しながら、都市と自然のバランスがとれた持続可能な発展を目指します。

2

盛岡広域都市計画区域マスタープランにおける将来像

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針「盛岡広域都市計画区域マスタープラン」（令和4年(2022年)3月策定）では、盛岡市、滝沢市、矢巾町の盛岡広域3市町を一体の都市圏として、次のように「都市づくりの基本理念」、「都市計画区域の基本方針」を掲げています。

2-1 都市づくりの基本理念

豊富な自然環境に恵まれ、歴史と文化の香りに満ちた、東北の拠点都市

市街地周辺の豊富な自然環境や、街の中に息づく歴史的環境を活かし、自然と共生した安全でゆとりのある居住環境を形成するとともに、先端技術を核とする地域産業の活性化と新たな産業の展開や、都市基盤の整備による都市機能の強化、地域固有の歴史・伝統・文化などを活かした地域社会の形成により、歴史と文化の香りに満ちた、東北の拠点都市を目指します。

2-2 都市計画区域の基本方針

①利便性と安全性が確保されたコンパクトな都市づくり

- ・医療、福祉、商業等の身近な生活に必要な都市機能は、各機能の特性に応じた一定の利用圏に誘導し、誰もが安心して働き暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ・災害に強いまちづくりを念頭に、防災施設の整備と土地利用規制や避難体制整備などを一体的に進め、都市の防災力を向上させます。

②交流・連携が活発で、活力ある産業が展開される都市づくり

- ・産業の活性化のため、産学官の連携による高付加価値型産業などの新たな産業の創出や各産業間の連携した展開を図り、工業については交通利便性等の好条件のもとで工業集積し、商業においては大規模集客施設の適正な立地誘導を図り、地域特性を活かした魅力ある商業地の形成を図ります。
- ・中心市街地から盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区へと連なる都心の形成により都市機能を高度集積し、新幹線・高速道路の交通結節点としての利便性を活用した東北の交流拠点都市としての機能強化を図ります。また、環状道路及び放射状道路を基本とした道路網の整備による広域交通ネットワークの形成を図るとともに都市活動を支える都市内交通の確保を図ります。

③環境と共生する都市づくり

- ・低炭素で環境にやさしい持続可能な都市の実現を目指し、市街地内の都市施設の緑化等を進めるとともに、コンパクトな都市形成を推進します。

盛岡広域都市計画区域の将来像図



（令和4年(2022年)3月策定）

3

国土利用計画矢巾町計画

国土利用計画矢巾町計画（令和5年度(2023年度)策定）では、町土の質的向上に向けて、町土利用の質的側面をめぐる状況の変化や社会的経済的環境の変化を踏まえ、よりよい状態で町土を次世代へ引き継いでいくため、次のことを示しています。

3-1 土地利用の基本方針

第8次矢巾町総合計画基本構想の基本となる土地利用構想をもとに、自然環境の保全・活用、農業的土地利用と都市的土地利用との調和と共生を基本とし、自然・都市・産業が共存し将来にわたって持続可能なまちとして発展していくため、広域的な視点や長期的な展望を踏まえ、これまでのまとまりのある都市空間の形成と豊かな自然、田園環境を保全するコンパクトなまちづくりを継承しつつ、限られた町土の有効活用と質的向上を推進するとともに、新たに整備される国道4号盛岡南道路（以下「盛岡南道路」という。）の影響や岩手医科大学等の移転に関連する土地利用計画への適切な対応を図ります。

また、近年の地震や大雨による自然災害の続発から安全性に対する要請が高まっているほか、環境問題に対する意識や環境保全への機運の高まりなど、町民の価値観が多様化していることから、相互の関連性に配慮し各種施策を総合的に推進しながら、調和のとれた土地利用に努めていく必要があります。町土の質的向上に向けて、町土利用の質的側面をめぐる状況の変化や社会的経済的環境の変化を踏まえ、よりよい状態で町土を次世代へ引き継いでいきます。

3-2 地域類型別の町土利用の基本方向

(1) 都市エリア

良好な住環境の形成・維持、活力の創出、公共交通の効率化と利便性の向上、都市活動による環境への負荷の低減など、これまでと同様、機能分担を図りながら効率的な土地利用により、コンパクトな都市形成を進めます。

これにより、まちなか居住の推進や各産業の充実、既存施設の有効活用と低未利用地の利活用を促進、美しく良好なまちなみ景観の形成、にぎわいのある空間形成や安全・安心な都市空間の整備、過度な車依存から歩いて暮らせるまちづくりへの環境整備などにより、持続可能なまちの形成を図ります。

本町の都市エリアは、主に市街化区域を中心として国道4号沿線からJR矢幅駅周辺までの町の中心拠点となる地域と岩手流通センター周辺地域に分かれています。

町の中心拠点となる地域は、岩手医科大学の各施設と県立療育センター、岩手

県消防学校を集約した県の医療・福祉・防災拠点と、それらを含めた矢幅駅から東側の国道4号までのおおむね2kmの中に商業施設や金融機関、各種学校などを含めたコンパクトな市街地が形成され、また、矢幅駅の西側には役場庁舎や公民館、保健福祉交流センターなどの行政施設（以下「町民センター」という。）、農業協同組合の営農センターなどを集積した公共施設拠点が形成されており、このまとまりのある都市機能を活かし、矢幅駅を中心に歩いて暮らせる都市が形成されました。今後は、有効かつ効果的な土地利用の促進や魅力あるまちなみ景観づくりの誘導を図りながら、交流人口や居住人口の密度を高め、にぎわいと魅力ある中心拠点を形成していきます。

岩手流通センター周辺地域は、北東北の物流の中心であり町の産業拠点でもあります。矢巾スマートインターチェンジの開通により更なる産業の集積と活性化を進めていきます。また、矢巾スマートインターチェンジ周辺についても広域交通の利便性を生かした都市的土地利用を検討していきます。

なお、都市エリアにあっては、画一的な整備に留まらず、緑地・水面などの整備保全により、一層環境への負荷が少ない都市形成や人と自然が寄り添った都市空間の形成、景観に配慮し快適でゆとりのある居住空間、オープンスペースの確保などによる災害に強い都市形成に努めるなど、だれもが暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進します。また、新たな土地需要がある場合には、地域の合意を踏まえ、町土地利用の基本方針や基本方向に沿って計画し整備を行います。

(2) 農村エリア

本町における農業は稲作が生産の基盤であり、耕地面積の約90%（平成29年（2017年）農作物統計）を占めています。また、水田は、景観形成上重要であるほか、保水機能を持った自然のダムでもあるなど、多面的機能を有します。これら田園地帯に位置する農村集落地は、食料等の生産や生活の場であるとともに、町土の保全や景観形成などの役割を果たしています。このことから、地域住民の意向に配慮しながら、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、周囲に広がる優良な農地と調和する既存の集落居住環境の維持向上に努めます。

農業後継者不足、農業従事者の高齢化・兼業化などに伴い、営農環境が厳しくなるなか、集落営農などによる「結い」の精神に支えられた地域ぐるみの取り組みを活かしながら、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農地集積を支援し、効率的な土地利用を図るとともに農地や農業用施設が持つ多面的機能の維持や農業生産基盤の保全活動を進めます。

さらに、食農教育や6次産業化の推進やグリーンツーリズム等による市街地との交流を通じて、消費者にも食料供給源としての農村エリアの重要性について理解を深めてもらうとともに、農地・森林等の適切な利用と管理を促進します。

(3) 自然維持エリア

本町に存する、原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地、優れた自然の風景地、北上川河川敷など、自然環境、生物多様性、美しい景観などを維持すべき地域については、「矢巾町立自然公園条例」などに基づき、適正に維持・保全し、良好な状態で次世代に引き継いでいくことを基本とします。また、環境問題に対する意識の高まりや自然環境等の理解を深めるため、自然環境の保全・管理に努めつつ、自然との共生を念頭に置き、産業振興や環境教育の場として、人々の憩いや観光・レクリエーションの場、自然体験や学習など自然とのふれあいの場として利用を図ります。

4

矢巾町国土強靱化地域計画

矢巾町国土強靱化地域計画（令和6年(2024年)策定）では、大規模自然災害が発生しても町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」が停滞することのない、「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりに向け、次のことを示しています。

4-1 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること。
- 2 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること。
- 4 迅速な復旧・復興を可能にすること。

4-2 事前に備えるべき目標

いかなる自然災害等が発生しようとも、

- 1 人命の保護を最大限図る
- 2 救助・救急、医療活動等が迅速に行なわれる
- 3 必要不可欠な行政機能を維持する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- 5 地域経済システムを機能不全に陥らせない
- 6 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 地域社会・経済を迅速に再建・回復する

4-3 基本的な方針

- 1 地域強靱化に向けた取組姿勢

- ア 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- イ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと。

2 適切な施策の組合せ

- ア 災害リスクから町民及び町を訪れている者の命を守り、被害を最小限に抑えるため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた、本町の特性に合った効果的な施策を推進すること。
- イ 住民が自らの命は自ら守る「自助」、「共助」を中心に、これを行政が全力で支援する「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民が連携するとともに、民間事業者、関係者相互の連携、協力など役割を分担して取り組むこと。
- ウ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組むこと。

3 効率的な施策の推進

- ア 人口減少、少子・高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な行財政運営に配慮し、施策の重点化を図ること。
- イ 限られた財源を有効活用するため、国の施策の積極的な活用、既存の社会資本を有効活用、民間資金の活用等を行うことにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

4 矢巾町の特性に応じた施策の推進

- ア 「第8次矢巾町総合計画」との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進すること。
- イ 男女のニーズの違い、性的マイノリティ（LGBT等）、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮して施策を講ずること。
- ウ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

4-4 想定するリスク

1 地震

- ①北上低地性縁断層群北部地震
【規模等】マグニチュード 7.4、最大震度6弱
- ②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震
【規模等】マグニチュード8.0～9.0以上、最大震度7、（町内震度5強～6弱）

2 風水害・土砂災害

線状降水帯の発生を伴った想定最大規模降雨による浸水害（洪水・内水氾濫）、土砂災害の発生

【規模等】総雨量（5～6時間で400mm超以上、時間最大雨量が120mm以上※）

※平成25年8月9日に発生した豪雨災害時の降雨量の約1.5倍以上

《参考》①平成19年(2007年)9月16日～18日

秋雨前線及び台風11号からの温帯低気圧による大雨

【規模等】総雨量251ミリ（南昌山）、198ミリ／日（盛岡）

【被害状況】床下浸水、公共施設床上浸水、河川増水

②平成25年(2013年)8月9日

線状降水帯による集中豪雨

【規模等】総雨量272ミリ、時間最大雨量72ミリ（南昌山雨量計）

【被害状況】床上浸水、橋梁崩落、河川増水、がけ崩れ

3 雪害

平成16年(2004年)3月6日 大雪災害

【規模等】最大積雪 41cm（盛岡）

【被害状況】交通の停滞



第3章

現状把握

1	自然条件.....	16
2	社会的条件.....	19

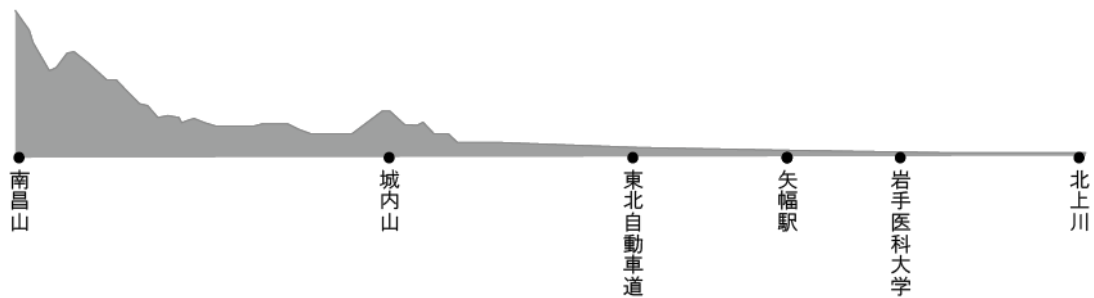
1

自然条件

1-1 自然条件、地形水系

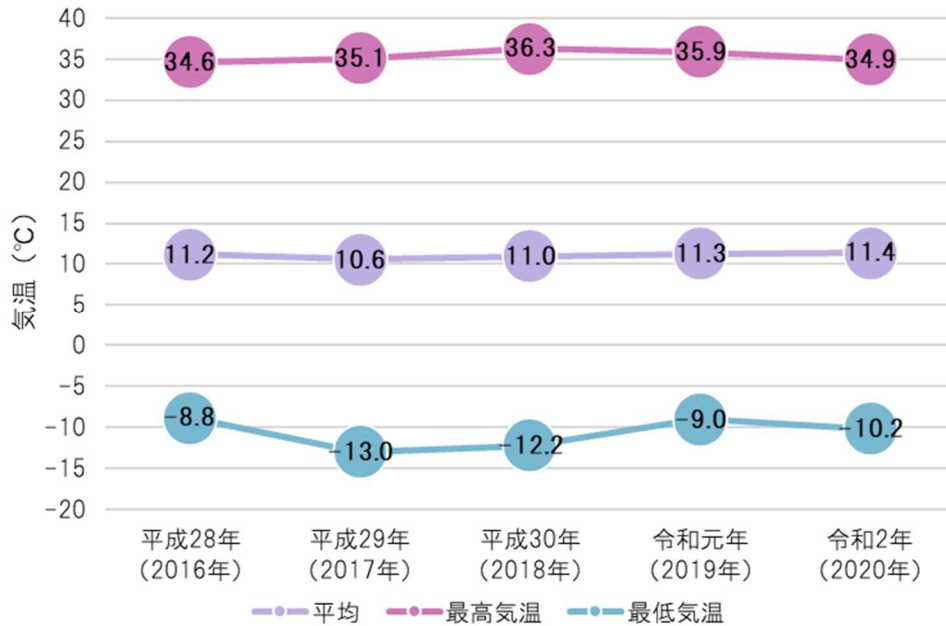
本町は岩手県中央部に位置し、県庁所在地である盛岡市の南に隣接する、面積が67.32km²の、のどかな山と田園風景が広がる里と人が共存するコンパクトな町です。

本町の西部には標高848mの南昌山がそびえ、東は日本有数の河川である北上川が流れています。本町の中央部は平坦地であり、稲作に適した自然条件をそなえる県央の優良農地が広がる田園地帯となっています。

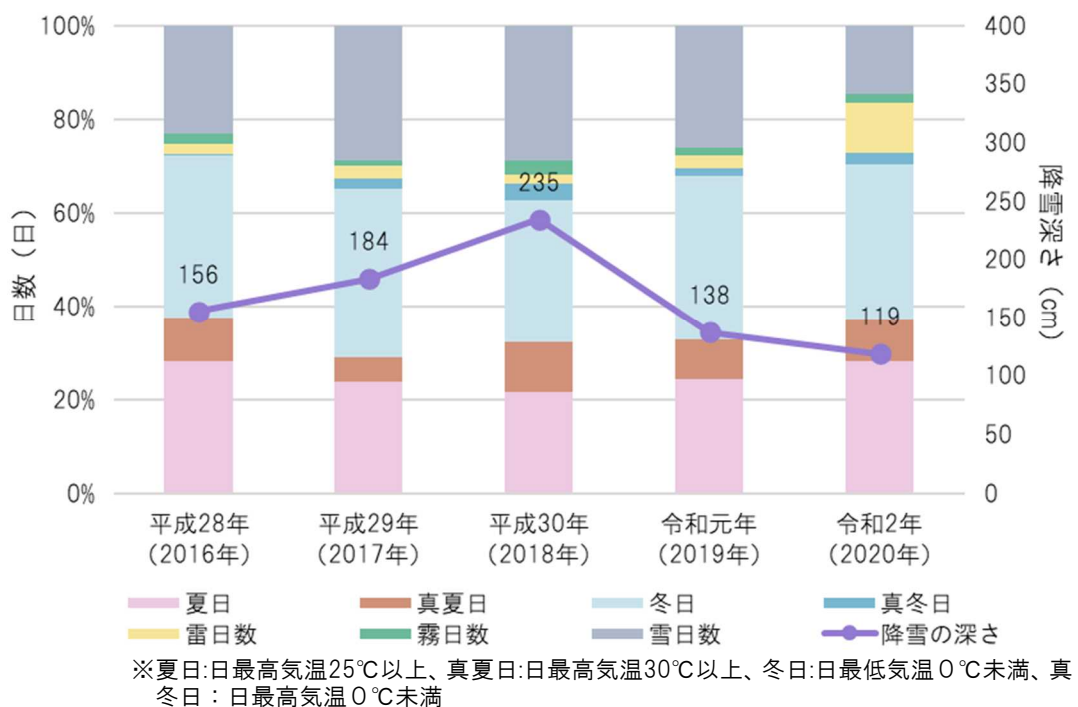
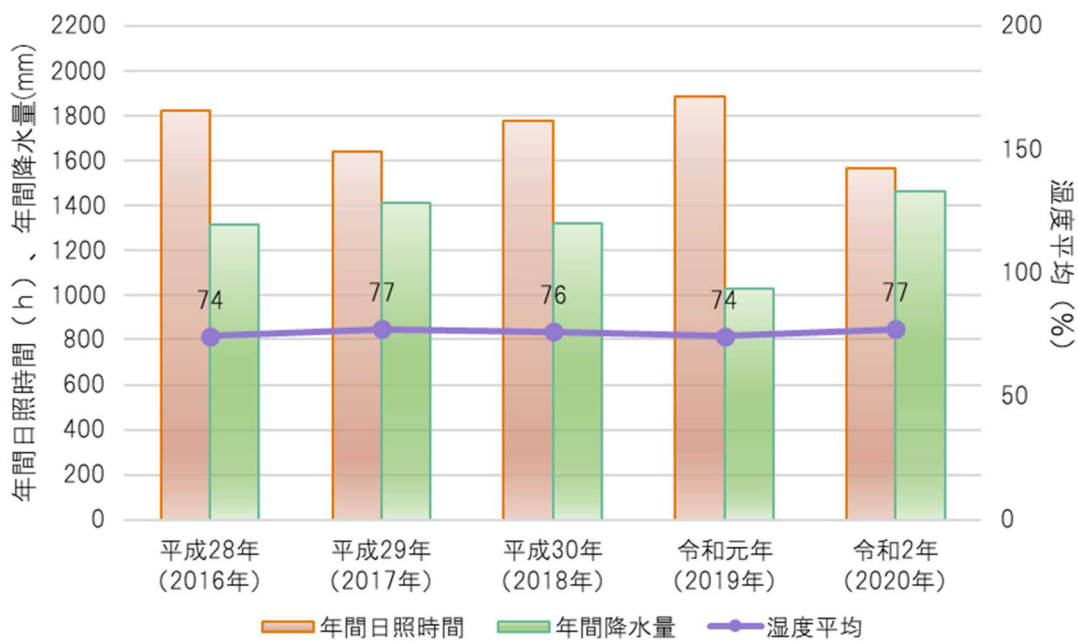


1-2 気象環境

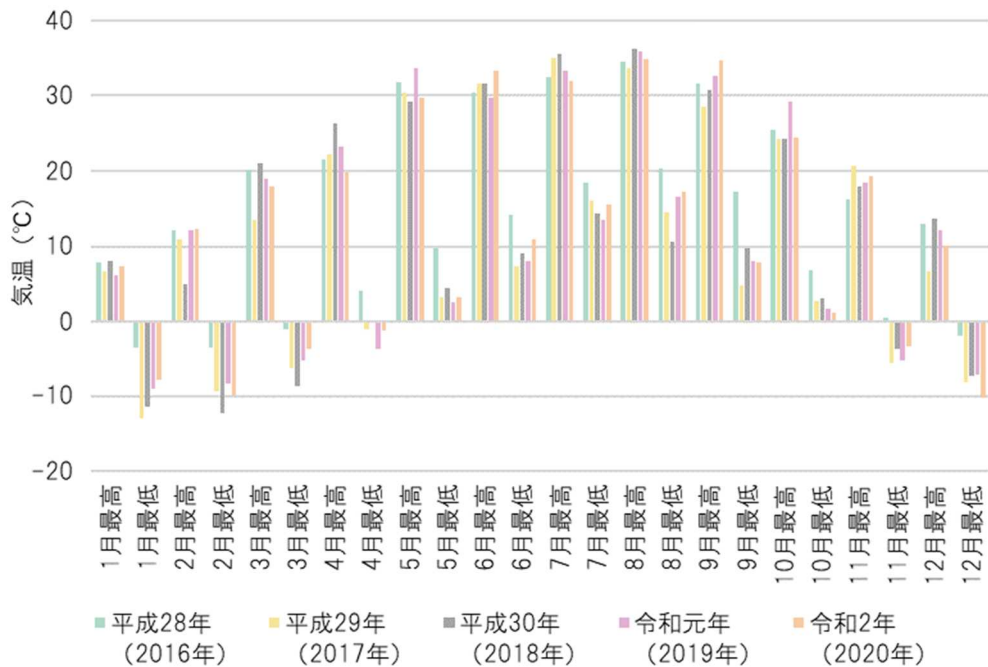
本町は、夏が暑く、冬が寒い典型的な内陸型気候を示します。そのため、四季折々の表情を見せてくれます。また、冬の積雪が少ないことから比較的温和な気候と言えます。



資料:気象庁（盛岡観測所による観測値）



資料:気象庁 (盛岡観測所による観測値)



資料：盛岡地方気象台（盛岡観測所による観測値）

1-3 地質土壌

標高400m以上の地帯は丘陵地として起伏が大きく、主として火山層になっています。しかし、南部と東南部の一部は石英粗面岩によって構成され、東南縁はほとんど第三紀系凝灰質砂岩あるいは砂質下位頁岩を基盤に上層は新規堆積物の火山放出層の成層が存します。この新規堆積物の生成時期は長期にわたっており、ローム質状又は粘土状であり、一般的に保水性に富み軟弱です。

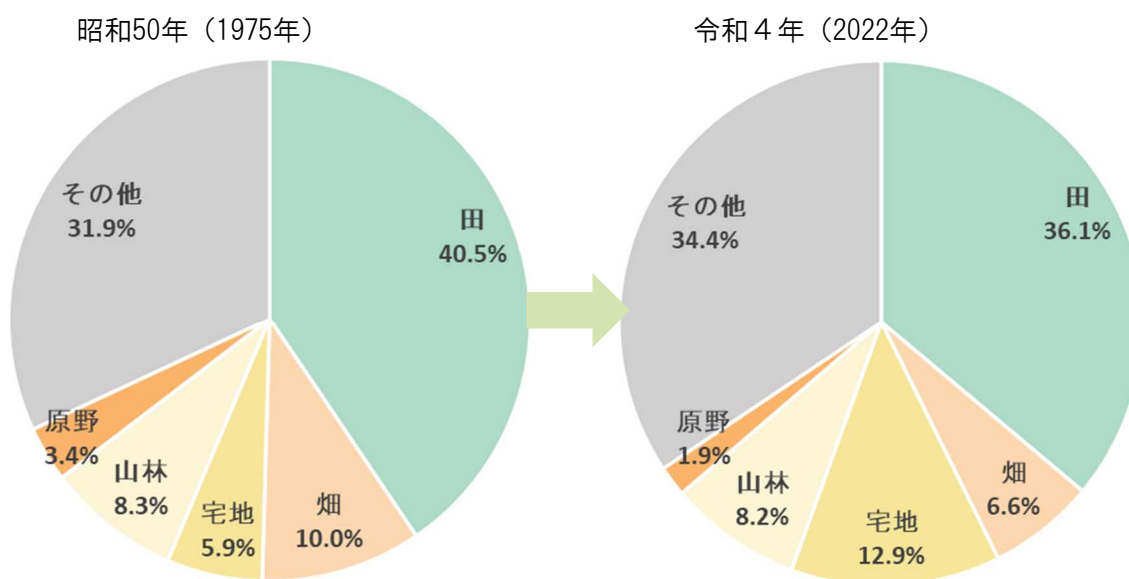
1-4 動植物相・緑地現況

町内の森林は、岩手山の火山体主部（原生）の一部が国立公園にも指定されている天然木ですが、これを除いた木々と火山麓（里山）は二次林や人工林です。

また、近年、山林所有者など林業関係者の高齢化や後継者不足により、山林、森林の管理が停滞し、野生生物の個体数減少が懸念されます。

1-5 土地利用の推移

昭和50年(1975年)と令和4年(2022年)の土地利用の推移を次に示します。主に田と畑が宅地に土地利用転換されています。



資料：税務課「固定資産概要調書報告書」

2

社会的条件

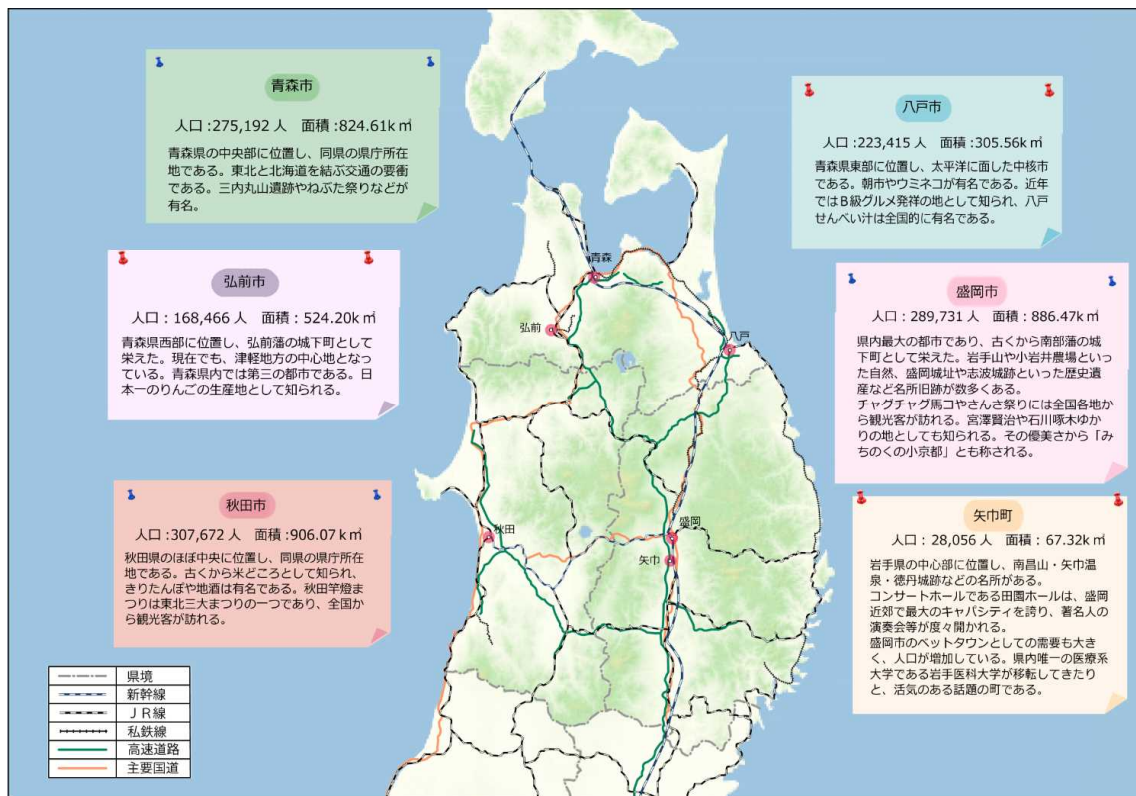
2-1 広域の位置づけ

岩手県は、北東北3県の南側にあり、県庁所在地である盛岡市は、交通結節点としての重要な役割を果たしています。

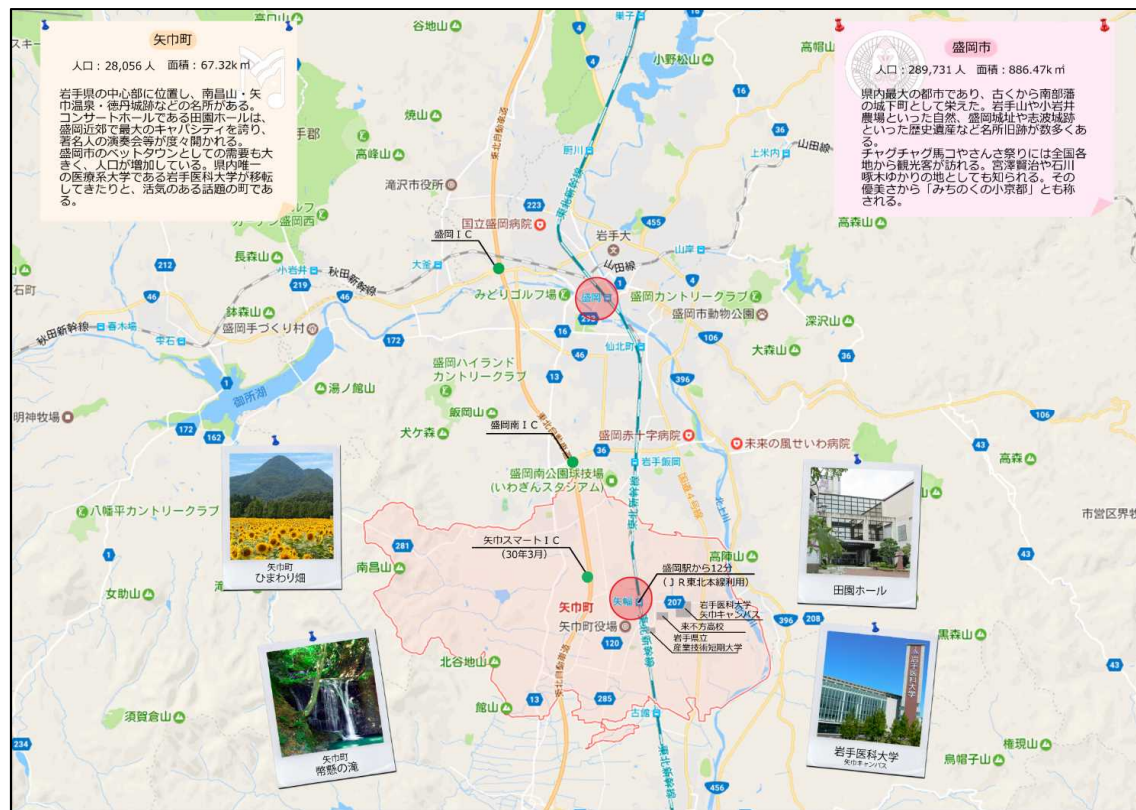
矢巾町は、岩手県の中央に位置し、盛岡市の南に隣接する豊かな自然と田園に囲まれたまちです。東に北上川が流れ、西にまちのシンボルである南昌山をはじめとする奥羽山脈の山並みが連なり、田園地帯に広がる自然豊かな環境に加え、東北本線、東北縦貫自動車道や一般国道4号など交通においても恵まれたまちです。

この交通利便性により盛岡市のベッドタウンとして宅地化が進み、新たな宅地造成が行われる際は中期的に人口が増加するものの、長期的には全国的な少子高齢化の影響により、減少に転じるものと推計されます。また、北東北物流拠点の岩手流通センターを中心に企業立地が進展しています。

そして、近年は岩手医科大学の移転を契機に、岩手医科大学附属病院（以下「岩手医大附属病院」という。）、岩手県立療育センター（以下「県立療育センター」という。）が移転立地し、岩手県消防学校（以下「県消防学校」という。）とあわせて広域の医療・防災拠点として期待されています。これに伴い緊急搬送の必要性から、矢巾スマートインターチェンジ（以下「矢巾スマートIC」という。）が供用開始されており、さらには盛岡南道路が整備される予定となっております。



資料：国勢調査（令和2年（2020年））



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

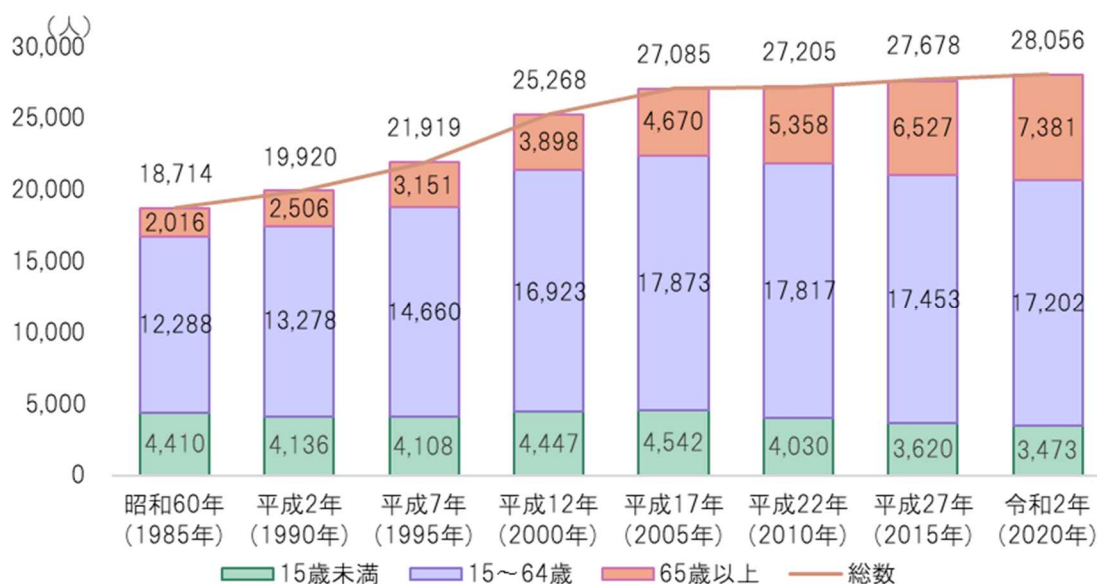
2-2 人口・産業の状況

(1) 人口の推移

①人口の推移

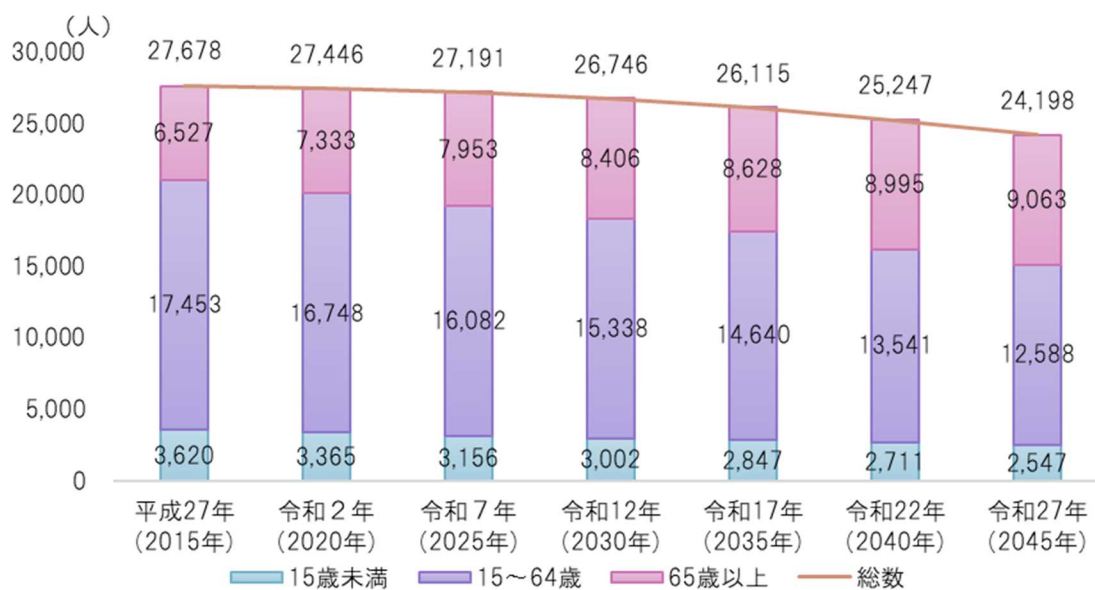
本町の総人口は、昭和60年(1985年)に18,714人でしたが、平成17年(2005年)には25,268人と急激に増加し、その後は、令和2年(2020年)まで28,056人と微増しており、都市化の進展とともに増加してきました。

構成では、平成17年(2005年)以降全国的な課題でもある少子高齢化の傾向が徐々に表れています。



資料：国勢調査

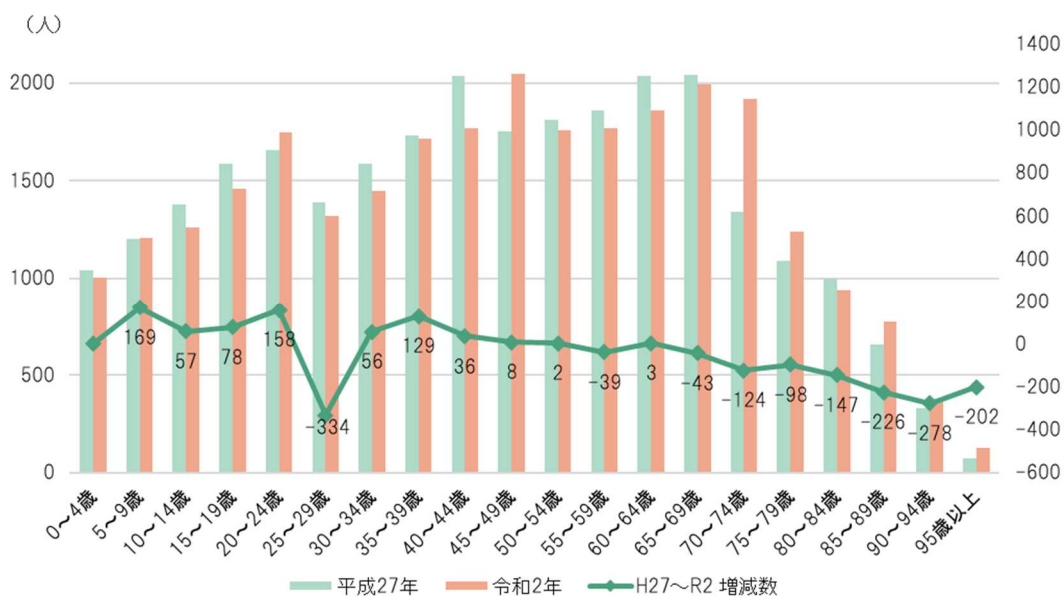
なお、将来人口推計では、人口減少、少子高齢化等の影響から30年後には現状から約13%減少することが予測されています。



資料：国立社会保障人口問題研究所
(平成27年のみ国勢調査)

②人口増減数

平成27年(2015年)から令和2年(2020年)の人口増減数は、令和2年(2020年)時に54歳までの人口は概ね増加していますが、25～29歳の人口が334人減少しています。



資料：国勢調査

③5年前に矢巾町に住んでいた人のうち、移動あり（国内）の現在地

上記、人口増減数で334人減少していた25～29歳を基準とし、常住地の移動が多い20～44歳について、移動先の上位5位を抽出し以下に示します。

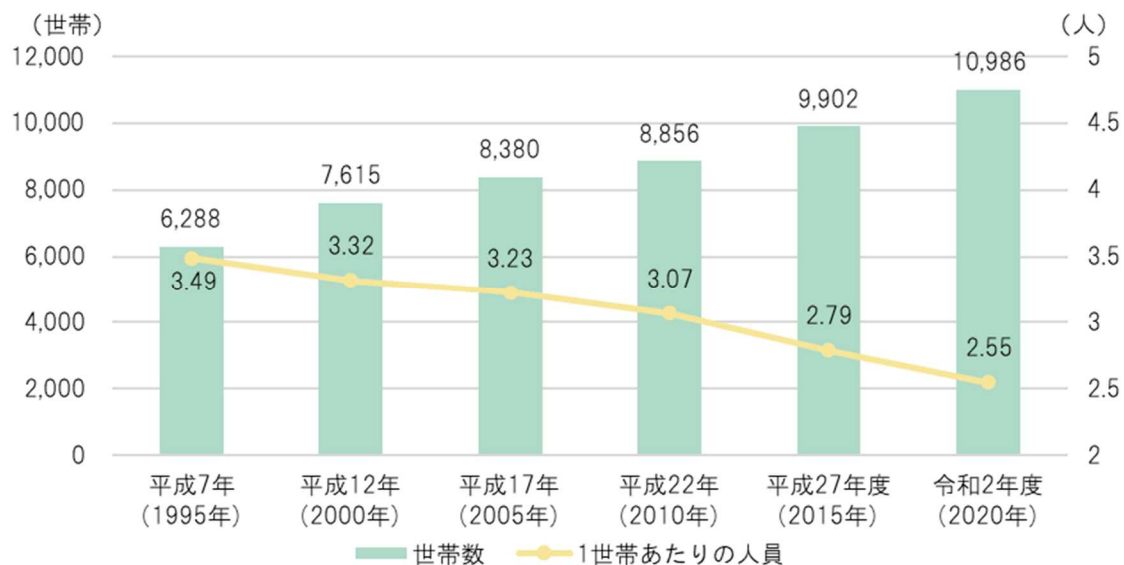
各年齢において、町内での引っ越しが多く、また県内では盛岡市、紫波町、花巻市への流出が多いことがわかります。また、20～29歳では仙台市や東京都のような県外への流出が見られますが、30～44歳は県内の移動が多く見られます。

順位	20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳	
	人口	地域名	人口	地域名	人口	地域名	人口	地域名	人口	地域名
1	81	矢巾町	178	盛岡市	138	矢巾町	172	矢巾町	122	矢巾町
2	77	仙台市	115	矢巾町	130	盛岡市	101	盛岡市	86	盛岡市
3	74	盛岡市	55	仙台市	37	紫波町	39	紫波町	30	紫波町
4	32	東京都特別区部	28	紫波町	25	花巻市	22	花巻市	14	花巻市
5	14	紫波町	19	東京都特別区部	20	滝沢市	8	一関市	14	仙台市

資料：国勢調査（令和2年（2020年））

(2) 世帯数の推移

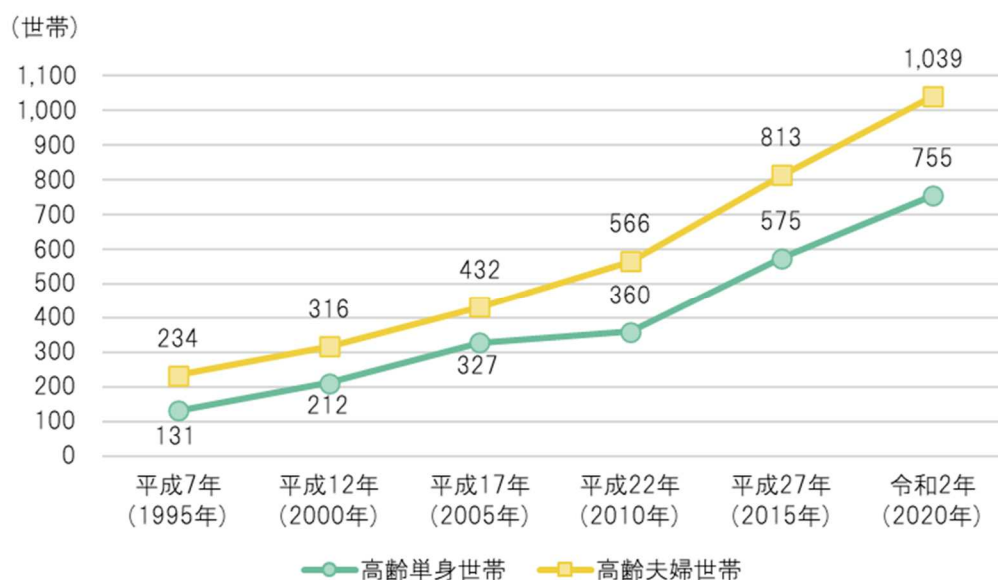
核家族化、単身世帯の増加により、世帯数は増加傾向にあります。一世帯あたりの人員は減少傾向となっています。少子化と未婚率の増加などにより、この傾向は今後も続くことが予測されます。



資料：国勢調査

(3) 高齢者世帯の現状

高齢夫婦世帯（夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯）及び高齢単身世帯が増加しており、核家族化の現状が表れています。

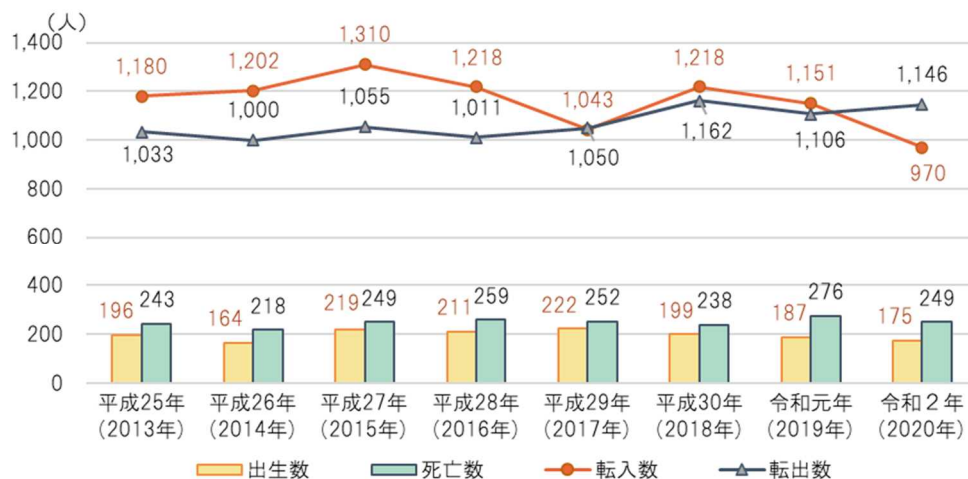


資料：国勢調査

(4) 人口動態

自然動態は、平成25年(2013年)から死亡者数が出生者数を上回っていることから、減少傾向であることを示しています。

社会動態は、平成25年(2013年)から転入者数が転出者数を上回っていることから、概ね増加傾向を示していましたが、令和2年(2020年)には転入数970人に対し転出数1,146人となり、減少傾向に転じています。

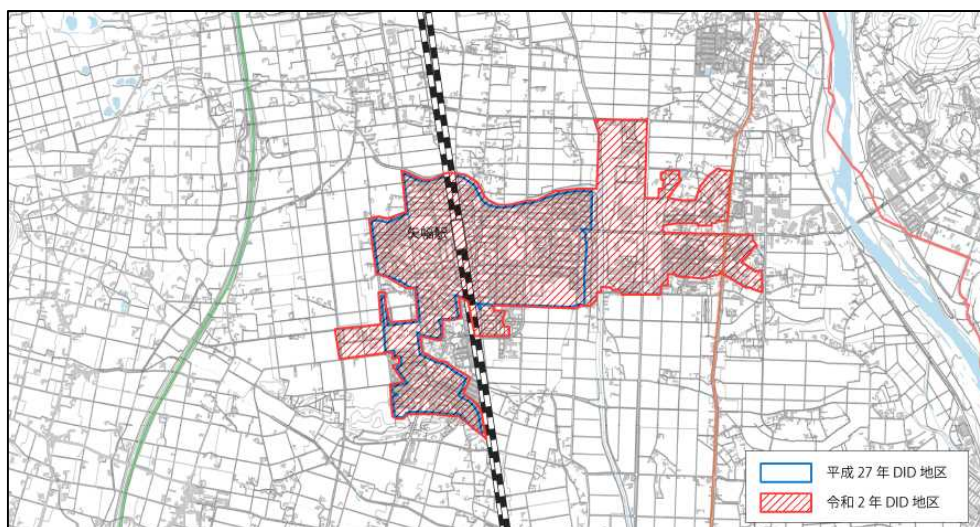


資料：国勢調査ほか

(5) 人口集中地区(DID)

人口集中地区(以下「DID」という。)は、原則として人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人/km²以上を有する地域を言います。

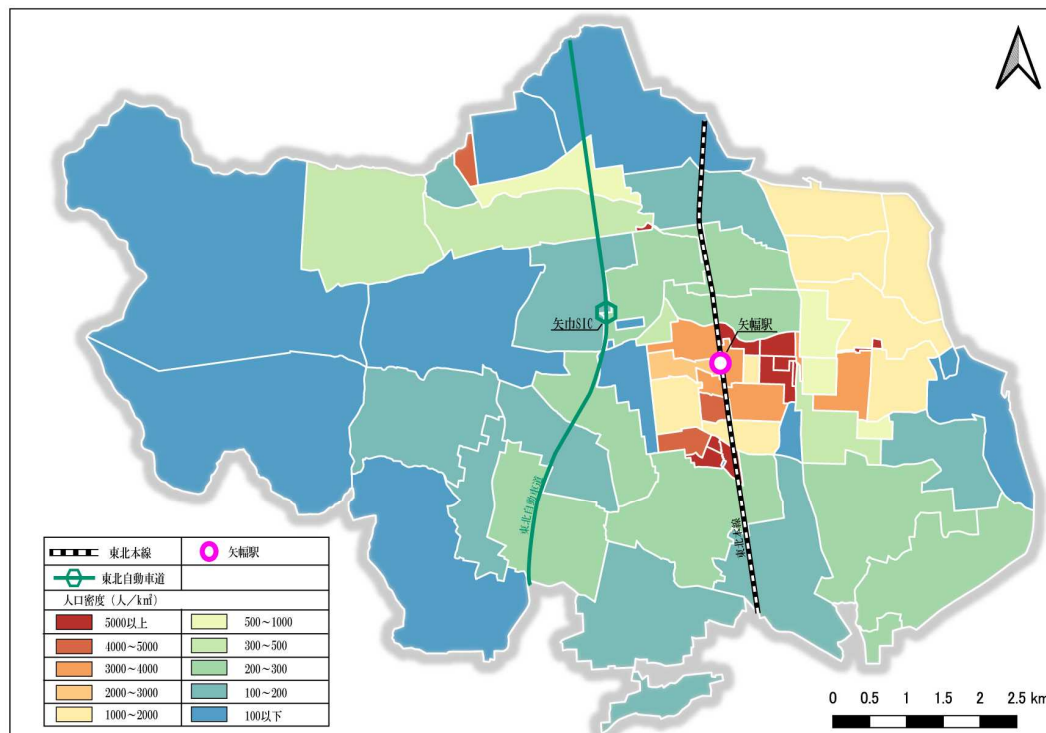
平成27年(2015年)のDID面積は1.76km²でしたが、令和2年(2020年)には2.87km²まで拡大しています。



資料：平成27年(2015年)国勢調査及び令和2年国勢調査 人口集中地区境界データ

(6) 人口密度

本町の人口集中の傾向を令和2年(2020年)国勢調査小地域(町丁・字等別)人口密度で概観します。

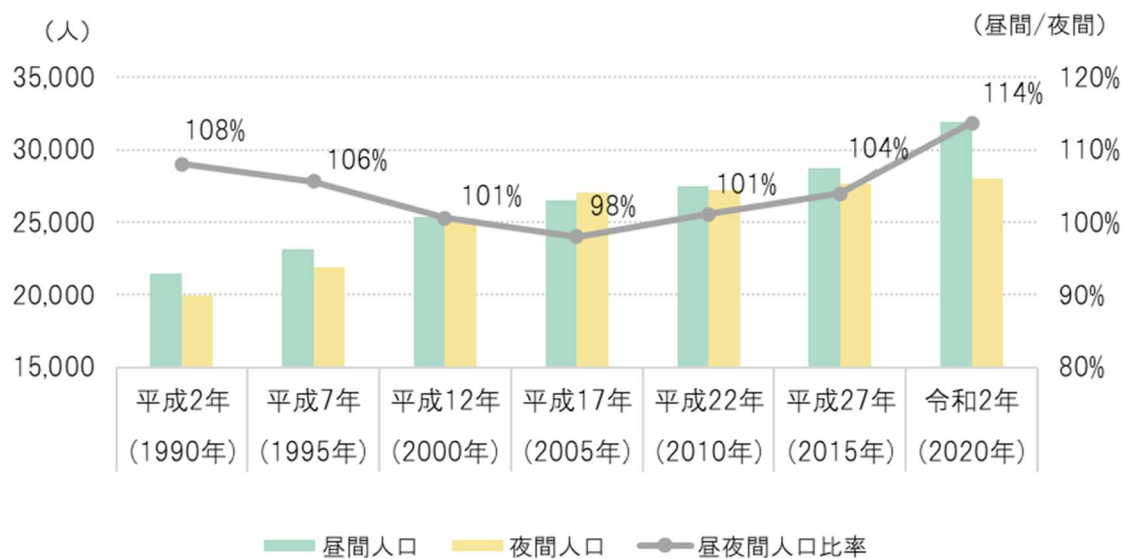


資料：令和2年(2020年)国勢調査町丁・字等別境界データにより作成

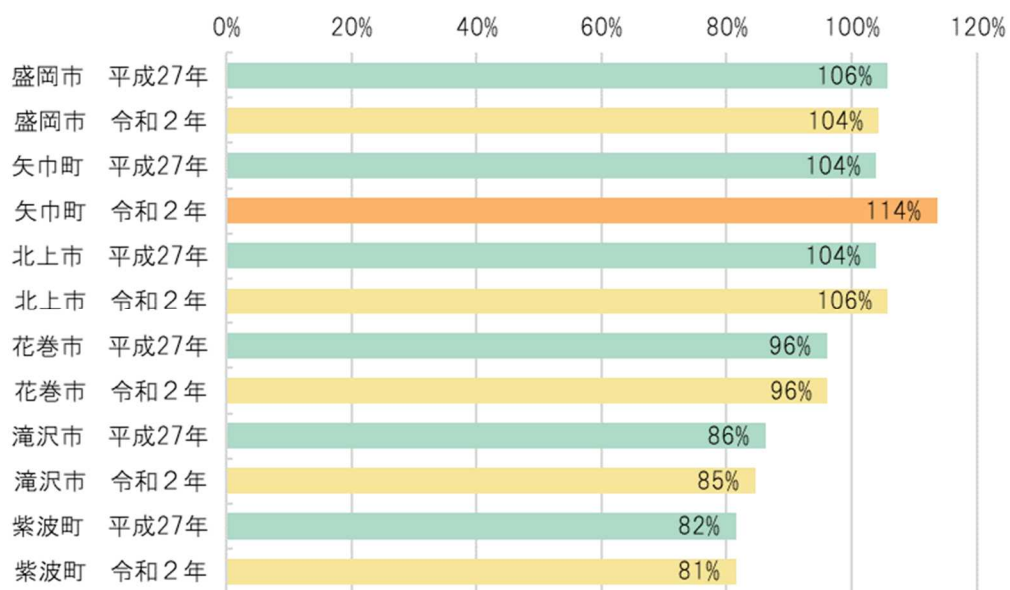
(7) 昼夜間人口比率

夜間人口を100とした時の昼間人口の指数を昼夜間人口比率と言います。この比率が100%を超えている市町村は人が集まるまちであり、雇用機会が比較的確保されている場合が多いと言われています。本町の昼夜間人口比率の推移をみると、平成17年(2005年)に100%を下回ったものの、その後令和2年(2020年)には114%まで上昇しています。

昼夜間人口比率を周辺市町と比較すると、本町のみ平成27年(2015年)から令和2年(2020年)の間に急激に上昇していることから、岩手医大附属病院の開業等により、昼間人口が飛躍的に増加していると考えられます。



資料：国勢調査

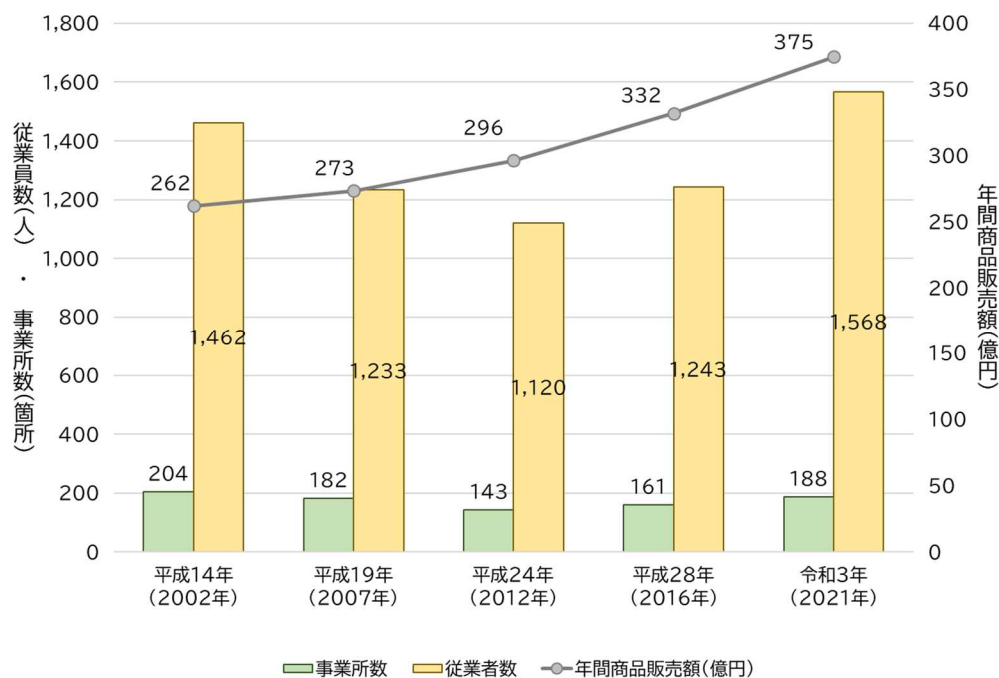


資料：国勢調査

2-3 小売の推移

(1) 小売業の推移

平成24年(2012年)までは事業所数と従業員数は減少傾向にありましたが、大規模商業施設の立地により、その後は増加に転じています。



資料：平成24年(2012年)以前／商業統計調査報告書 平成28年(2016年)以降経済センサス-活動調査

(2) 周辺市町村の卸売業及び小売業の状況

市町村名	卸売業計			小売業計			
	事業所数	従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	事業所数	従業員数 (人)	年間商品販売額 (百万円)	売場面積 (m ²)
盛岡市	933	8,574	795,342	2,135	19,159	382,543	493,936
花巻市	147	1,494	133,892	708	5,341	98,921	152,915
北上市	220	1,851	180,891	628	5,218	109,344	178,957
二戸市	52	501	84,707	271	1,620	31,759	36,686
八幡平市	26	159	5,913	189	1,172	21,765	27,680
奥州市	246	1,658	83,261	914	6,395	126,095	201,477
滝沢市	71	599	38,178	181	1,892	41,217	34,369
雫石町	13	150	19,621	105	698	10,869	15,751
葛巻町	9	21	683	76	261	2,964	5,273
岩手町	16	49	4,021	110	703	10,324	13,376
紫波町	39	247	37,003	196	1,695	28,986	36,045
矢巾町	181	2,518	260,924	188	1,568	37,473	35,854

資料：令和3年(2021年)経済センサス-活動調査

(3) 周辺市町村の大規模商業施設の概要

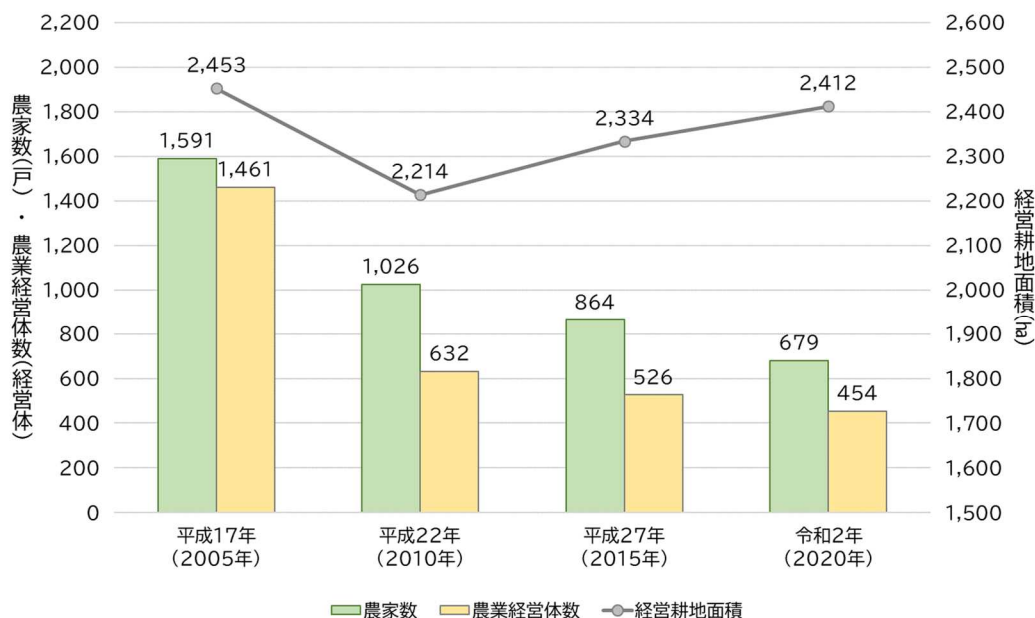
市町名	店舗の名称	店舗面積の合計 (㎡)
盛岡市	イオンモール盛岡	39,800
	イオンモール盛岡南	37,195
	川徳ショッピングセンター	23,783
	DCMホームマック盛南店	23,384
	盛岡駅ビル	16,916
	イオンスーパーセンター盛岡浜民店	16,320
	盛岡南ショッピングセンターサンサ	13,566
	前潟ショッピングセンター	12,789
	緑が丘ショッピングセンター	11,114
	MORIOKA TSUTAYA	9,574
	その他68件	214,003
盛岡市 小計		418,444
矢巾町	矢巾ショッピングセンター	12,545
	矢幅駅西口ショッピングセンター	6,336
	B.H.Yahaba Town	4,008
	薬王堂矢巾店	1,484
	生鮮&業務スーパー矢巾店	1,405
矢巾町 小計		25,778
紫波町	盛岡南ショッピングセンター-NACS・サンデー紫波店	9,248
	紫波ツインプラザ	6,748
	アクロスプラザ紫波	3,428
	薬王堂紫波店	2,367
	イオンスーパーセンター紫波古館店	2,141
	クスリのアオキ紫波桜町店	1,347
	スーパードラッグアサヒ紫波店	1,326
紫波町 小計		26,605
滝沢市	牧野林ショッピングセンター	8,084
	スーパーセンタートライアル滝沢店	4,182
	滝沢巣子複合店舗	1,899
	マイヤ滝沢店	1,701
	巣子ショッピングセンター	1,609
	生鮮&業務スーパー巣子店	1,269
	薬王堂岩手牧野林店・セブンイレブン滝沢せいほくタウン店	1,186
	滝沢市 小計	
合 計		490,757

資料：大規模小売店舗立地法の届出一覧(岩手県) 令和4年(2022年)12月5日時点

2-4 産業の推移

(1) 農業

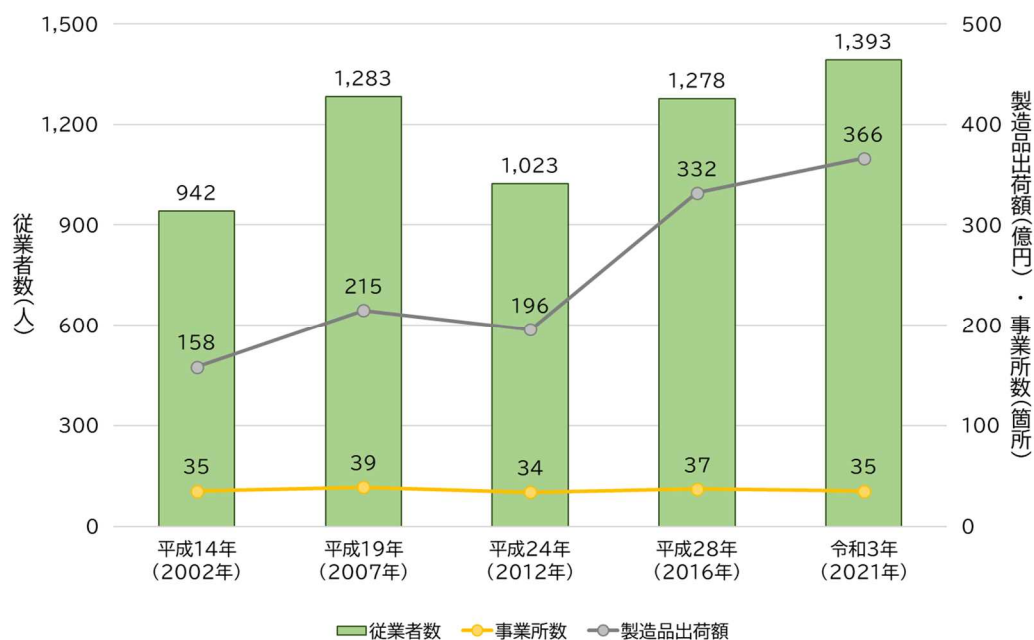
農家数・経営体数は減少傾向となっています。経営耕地面積は平成22年(2010年)に一度減少しましたが、徐々に回復傾向にあります。



資料：農林業センサス

(2) 工業

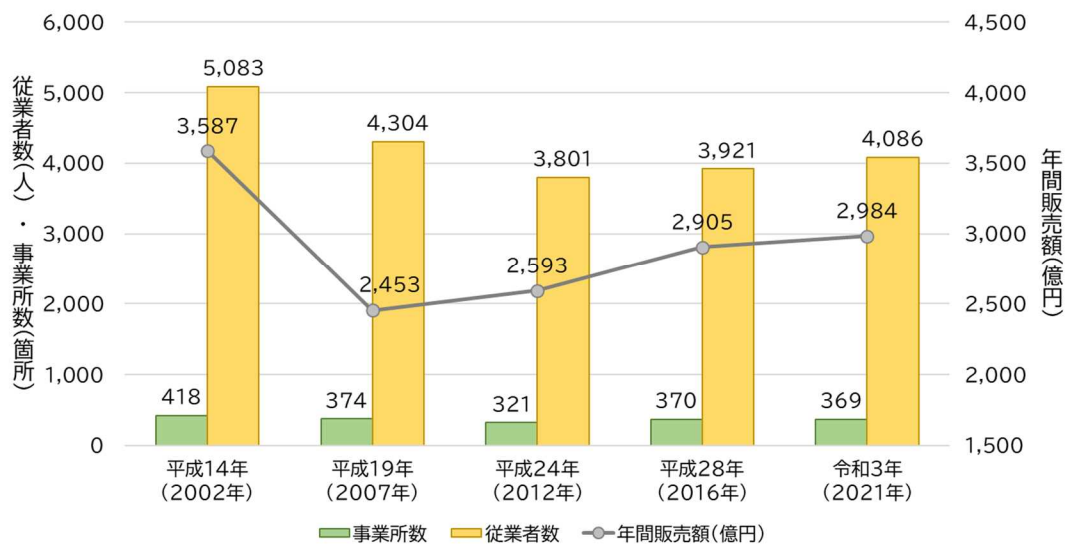
事業所数は横ばいですが、従業者数と製造品出荷額は増加傾向です。



資料：平成24年(2012年)以前／工業統計調査報告書 平成28年(2016年)以降経済センサス-活動調査

(3) 商業

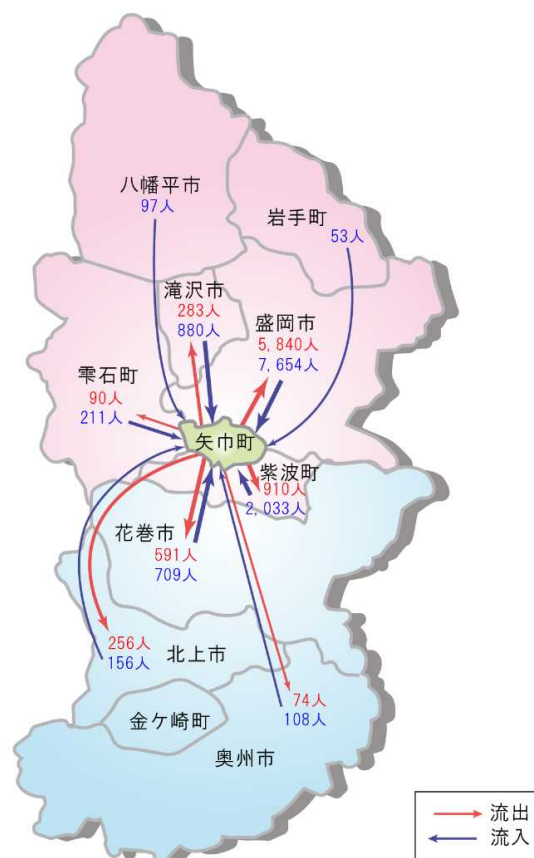
平成14年(2002年)と比較すると、事業所数、従業者数、年間販売額はいずれも減少しています。



資料：平成24年(2012年)以前／商業統計調査報告書 平成28年(2016年)以降経済センサス-活動調査

(4) 通勤通学に伴う流出・流入人口

岩手県の主要都市である北上市へは流出人口が流入人口を上回っていますが、その他の周辺市町村からは流出人口より流入人口が多くなっています。



資料：国勢調査（令和2年（2020年））

矢巾町からの通勤・通学者数

	矢巾町からの通勤通学者数				
	通勤通学者数	構成比	就業者数	通学者数	
矢巾町に常住する従業者・通学者	18,481	100.0%	14,202	2,232	
町内で従業・通学	9,905	53.6%	6,615	1,376	
他市町村で従業・通学	8,425	45.6%	7,545	846	
県内他市町村への通勤通学上位5位	盛岡市	5,840	31.6%	5,194	614
	紫波町	910	4.9%	850	59
	花巻市	591	3.2%	545	45
	滝沢市	283	1.5%	196	87
	北上市	256	1.4%	253	3
県内で従業・通学	8,276	44.8%	7,427	815	
他県で従業・通学	112	0.6%	89	23	

矢巾町への通勤・通学者数

	矢巾町への通勤通学者数				
	通勤通学者数	構成比	就業者数	通学者数	
矢巾町で従業・通学	22,310	100.0%	17,691	2,550	
町内に常住	9,905	53.6%	6,615	1,376	
他市町村に常住	12,217	66.1%	11,005	1,156	
県内他市町村からの通勤通学上位5位	盛岡市	7,654	41.4%	7,055	561
	紫波町	2,033	11.0%	1,929	95
	滝沢市	880	4.8%	809	71
	花巻市	709	3.8%	568	138
	雫石町	211	1.1%	190	19
県内に常住	12,051	65.2%	10,928	1,067	
他県に常住	166	0.9%	77	89	

資料：国勢調査（令和2年（2020年））



第4章

都市形成の経緯と課題

1	都市形成の経緯と今後の課題	34
2	中心市街地形成の状況	36
3	町民の意向	38

1

都市形成の経緯と今後の課題

県都盛岡市の南側に隣接する本町は、北上盆地の平野部に広がる農地を基盤に、徳田米の産地として名声を得るなど、古くから水田単作地帯として、農業を基幹産業に発展してきました。農業生産基盤についても長い時間をかけて土地改良事業が行われ、優良農地が広がる田園風景が創り出されました。

本町の都市機能は、昭和30年(1955年)の3村合併(徳田村・煙山村・不動村)まで旧村単位でそれぞれ発展してきましたが、明治31年(1898年)の矢幅駅開業により、駅周辺が大正から昭和初期にかけて大ヶ生鉱山の金鉱石、徳田米、矢幅氷などの特産品を運ぶ盛岡近郊の物資集散地として栄えたことが、現在の本町における中心市街地形成の礎となっています。

これらの背景をもとに本町はこれまで、自然環境との調和に配慮しながらまちづくりを進めてきました。

都市化を進める契機となった昭和40年代の企業立地とそれと並行して供給が進んだ宅地の増加により発展し、昭和60年代から平成の初期における公共施設の整備・集積や土地区画整理事業の着手により、都市としての顔づくりが一層進み、それに合わせて人口も着実に増加してきました。

前回、平成16年(2004年)に策定された「矢巾町都市計画マスタープラン」は、個性あるまちづくりのあり方と同時に、都市再生を視点とした都市政策の大きな変革を受けて策定され、このマスタープランに沿って矢幅駅を中心とした土地区画整理事業や矢幅駅東西自由通路、駅舎橋上化、町活動交流センター「やはぱーく」の整備・開設により矢幅駅周辺が、まちの中心市街地として整備されました。

さらに、県の医療福祉拠点となる岩手医科大学の開校や岩手医大附属病院や関連施設が開業されるとともに、県内全域からのアクセス向上を図る観点から、東北自動車道へ矢巾スマートICが開設され、徳田橋の架け替えも進められています。さらに国道4号のバイパスとなる盛岡南道路の整備も新規事業化され、交流人口の大幅な増加と新たな産業の進出が見込まれており、これらを今後のまちづくりに活かすことが必要となります。

なお、交流人口の大幅な増加や広域幹線道路である盛岡南道路が新たに整備されることにより、町内の自動車交通量は大きく増加することになります。このことから、今後のまちづくりを進めるうえで、歩行者や自転車利用者の安全を確保した道路網の構築と自動車交通の誘導が重要であり、その対応が必要となっています。

また、日本は少子高齢化と初めての人口減少社会を迎えており、地方都市では大都市圏への人口流出、大都市圏では郊外部の高齢化や都市のスポンジ化(*¹)、インフラの維持管理費

*¹ 空き家・空き地等の低未利用土地がスポンジのように時間的・空間的にランダムに発生し、都市密度が低下すること。サービス産業の低下や行政サービスの非効率化、コミュニティの存在危機を招き、まちの衰退が懸念される。

や更新費が喫緊の課題となっています。

本町においては、これまで転入による人口増加が続き、少子高齢化の進行は緩やかでしたが、市街地縁辺や国道4号沿道を中心に町全域に空き家や空き店舗が出始めており、将来的には同じ課題の発生が懸念されることから、空き家や空き店舗を有効活用していくことが求められます。

さらには、新型コロナウイルスのパンデミックを契機に働き方や住まい方の変化も見られ、これまで以上に居住環境の質の向上が求められるなど、より一層、生活の多様化が生じております。このように社会変化の状況を適切に捉えながらまちづくりに取り組む必要があります。各自治体にはまちづくりの方向性をより明確に示すことが求められています。なお、今後のまちづくりの取り組み方法として、これまでの都市の問題解決も含めて、ICT等の最新技術の活用も進める必要があります。

これらの時代環境や社会情勢の大きな変化に対応するために本町では、令和6年度(2024年度)を初年度とし、令和13年度(2031年度)を目標年度とする第8次矢巾町総合計画基本構想を策定し、次の4つを施策の柱として取り組むこととしています。

◇施策の柱① 「元気を発信し活力を呼び込むまちづくり」

◇施策の柱② 「誰一人取り残さない社会を目指すまちづくり」

◇施策の柱③ 「豊かな環境を守り伝えるまちづくり」

◇施策の柱④ 「まちの発展を支える持続可能な行財政運営」

都市計画制度では人口減少社会などの課題に対応するため、「コンパクト」と「ネットワーク」を掲げて関係する制度の改正を行っています。

本町ではもともとコンパクトなまちづくりを進めてきたところですが、さらに多機能性を併せ持った魅力的なまちづくりを進めるため、都市計画マスタープランの改定にあたっては第8次矢巾町総合計画基本構想の4つを施策の柱を課題と捉え、次の視点により見直しを行います。

- (1) 盛岡広域都市計画区域マスタープランや矢巾町総合計画等の上位計画における本町都市計画の位置づけを明らかにするとともに整合を図ります。
- (2) 関連計画について都市計画の観点から必要な計画や取り組みを都市計画マスタープランに反映させます。
- (3) 少子高齢化、人口減少、環境問題等の社会情勢に基づく課題について、都市計画の観点からの取り組みを明らかにします。
- (4) 町民や関係機関の意見等をもとに本町を取り巻く状況を勘案し、20年後のまちづくりを見据えて様々な計画・事業等の見直しを行います。

2

中心市街地形成の状況

中心市街地の形成の過程です。生活サービス施設を内側にして住宅地が整備され、それを田園風景が取り囲むコンパクトな市街地を形成しています。

平成元年（1989年）



平成11年（1999年）



平成18年（2006年）



令和4年（2022年）



出典：矢巾町役場税務課撮影の航空写真（令和4年5月撮影）

3

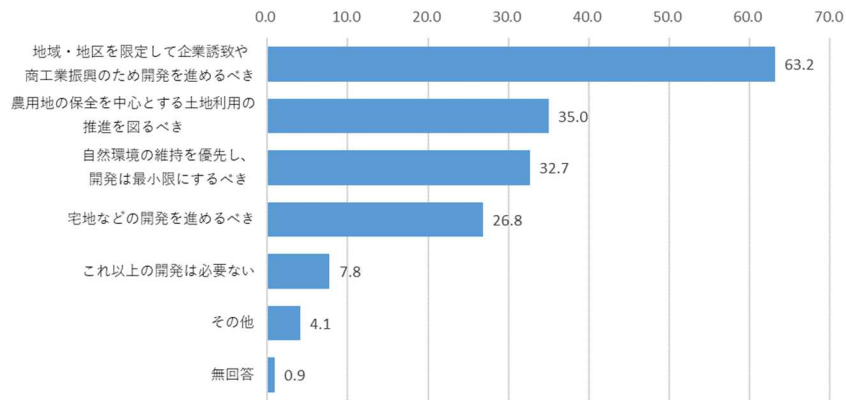
町民の意向

アンケート調査結果

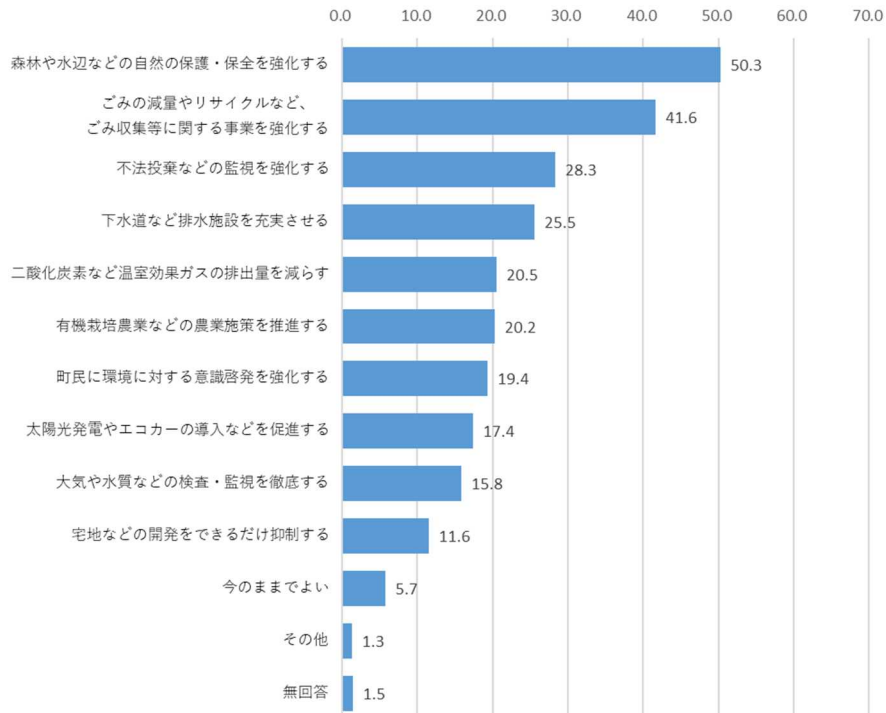
(1) 土地利用について

土地利用に関しては企業誘致や商工業振興のためには開発を進めるべきであるとする回答が最も多く、次いで自然環境や農用地の保全を考えるべきという回答がほぼ同等になっています。また、自然環境に関しては、森林・水辺などの自然環境の保全とごみ収集等に対する関心が大きいという結果になっています。

将来の土地利用の方向性について（2つまで選択）



自然環境の保全、地域生活環境の維持向上について（3つまで選択）



資料：第8次矢巾町総合計画基本構想 住民アンケート調査

(令和4年(2022年)実施)

(2) 本町の評価

住み続けたい理由と住み続けたくない理由が重複していますが、住民は買い物や交通など日常生活の便利さを求めています。

住み続けたい理由



住み続けたくない理由

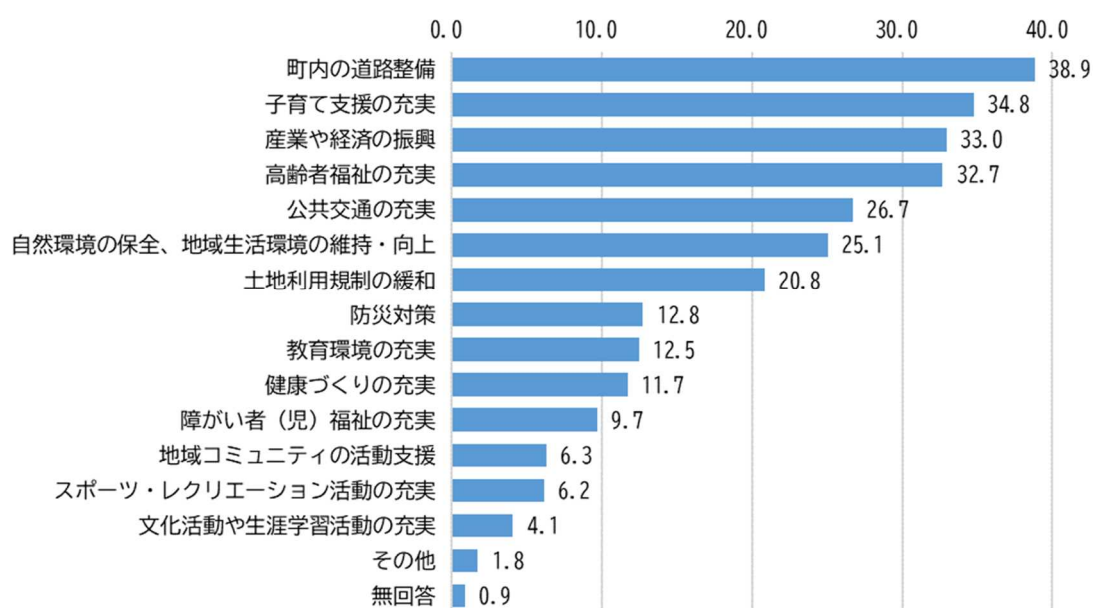


資料：第8次矢巾町総合計画基本構想 住民アンケート調査
 (令和4年(2022年)実施)

(3) 今後行政に優先的に取り組んでもらいたいこと

生活に直結する道路整備、子育て支援、産業や経済の振興、高齢者福祉の充実が上位を占めています。次に公共交通の充実、自然環境の保全・地域生活環境の維持・向上、土地利用規制の緩和などのまちづくり環境に関することが20%を超えています。

今後行政に優先的に取り組んでもらいたいこと（3つまで選択）

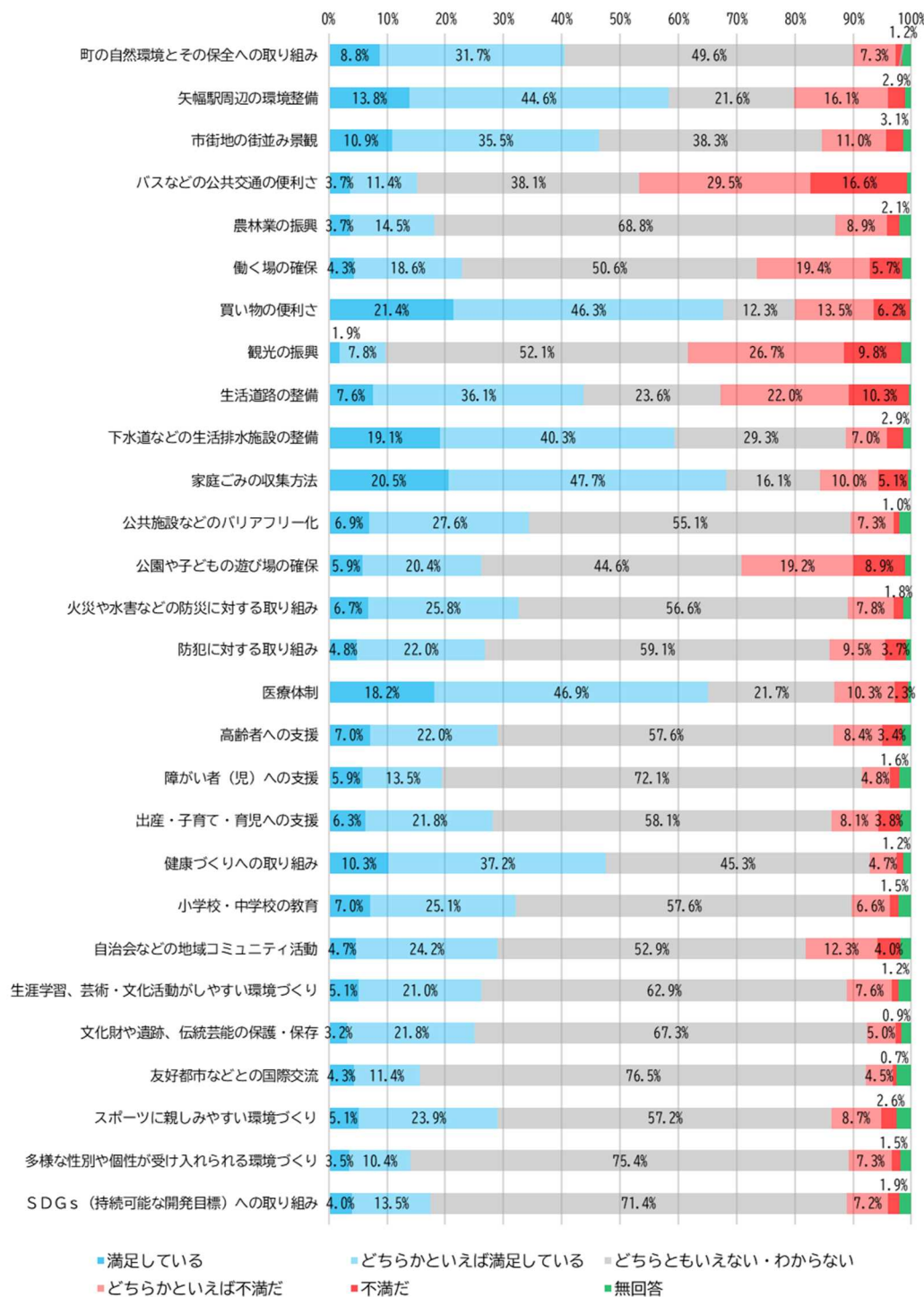


資料：第8次矢巾町総合計画基本構想 住民アンケート調査
(令和4年(2022年)実施)

(4) 本町の住環境に対する町民の評価

本町の住みやすさに対する評価は、市街地としてのまとまりと自然環境とのバランスの良さであることが表れています。

現在の矢巾町の状況に対する満足度



資料：第8次矢巾町総合計画基本構想 住民アンケート調査

(令和4年(2022年)実施)



第5章

全体構想

1	まちづくりの基本理念	44
2	将来目標人口	46
3	都市づくりの目標	46
4	将来の都市構造	49
5	都市づくりの方針	52
参考－1	都市計画の提案制度	70
参考－2	地区計画等に関する申出制度	71

1

まちづくりの基本理念

まちづくり住民アンケート調査では、本町の土地利用に関して企業誘致や商工振興のための開発、宅地開発を進めるべきであるとする回答が最も多く、次いで自然環境や農用地を維持、保全するべきであるとする回答も多くあり、住環境に関しては市街地のまとまりと自然環境が評価されています。また、まちづくりワークショップでは本町の良いところとして、公共施設やサービス施設環境などの生活利便性や整った街並み、自然や田園環境が挙げられていることから、住民の思いは自然環境との調和に配慮しながら、計画的にまちづくりを進めることであることが分かります。

しかし、まちづくりの活力となる将来人口について、県都盛岡市に隣接して県中央部に位置する本町は、今後当面の間は転入による人口増加は見込まれますが、全国的な課題である少子高齢化などの影響を受けて将来的に人口は減少することが懸念されています。

近年の本町を取り巻く人口の動きは、新たな住宅地整備などによる社会動態での増加は続いています。自然動態のみを見ると減少が続いており、岩手県全体としては人口減少率が高いうえに高齢化率も高くなっていることから、今後のまちづくりにおいては、高齢化への対応とともに居住地として選択される環境を整え、若年層の移住・定住を促す取り組みが必要となります。

企業立地については北東北の物流拠点である岩手流通センター（以下「流通センター」という。）を中心に、これまで本町の持つ位置条件を生かした土地区画整理事業等により行われてきましたが、IT化やロボット化などの効率化、物流機能の発達のほか、将来の労働力人口の減少を見据えた産業の集約化が進んでいます。産業は住民の雇用の場として、さらには本町の財政を支える基盤として重要であることから、立地条件などを活かしながら、企業から選ばれるよう産業基盤を充実させる必要があります。その一方で、岩手県の医療中枢機関である岩手医科大学及び岩手医大附属病院とその関連施設が移転開業、矢巾スマートICの開通などから、交流人口の大幅な増加や産業の創出が見られ、盛岡南道路の整備によりその傾向が今後も継続されるものと見込まれます。

本町はこれまで本町が持つ条件を活かしつつ計画的にまちづくりを進め、それに合せて着実に発展してきましたが、社会経済情勢の変化によりその転換期を迎えています。

第8次矢巾町総合計画基本構想では、まちづくりの基本理念を「みんなで築く 躍動感あふれ幸せな未来へ進化するまち やはば」としています。この基本理念を実現するために都市計画としては、これまで本町が進めてきただれもが利用しやすい、まとまりある都市空間の形成と豊かな自然、田園環境を保全するコンパクトなまちづくりを継承しつつ、まちの構造変化による定住・交流人口の増加や新たな産業進出を成長の糧とするため、将来に向けてだれもが安心して過ごせるまちづくり、選ばれるまちづくりを進めることが必要と考え、都市計画マスタープランによるまちづくりの理念と目標を次のとおりとします。

都市計画マスタープラン《まちづくりの理念》

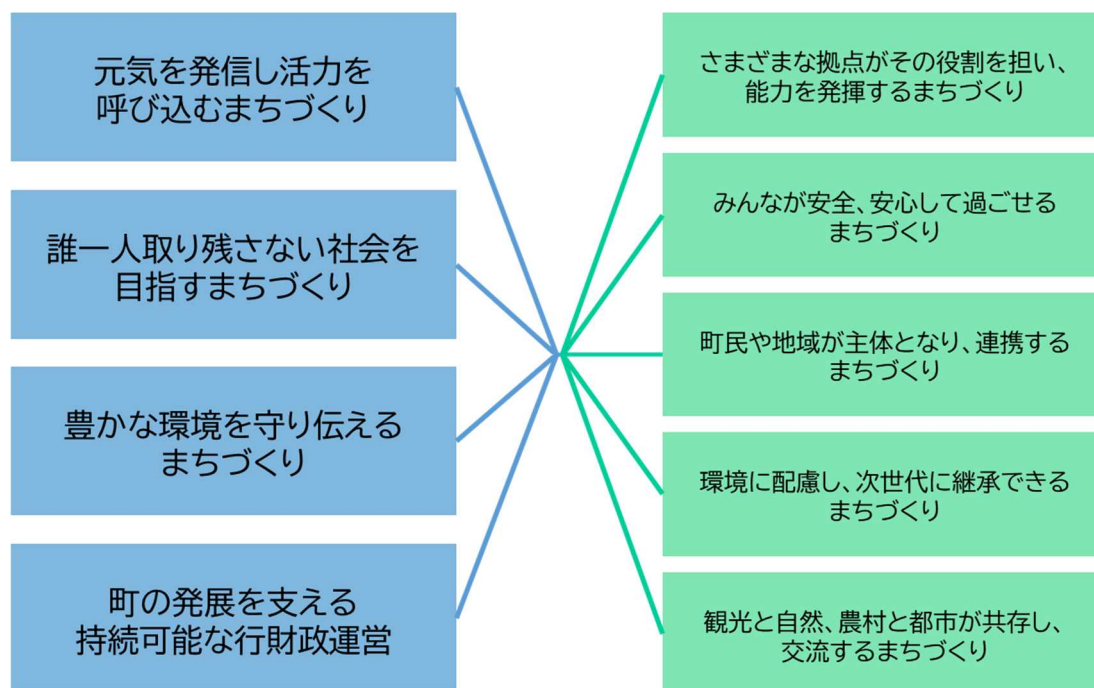
— 未来につながる安心快適なまち やはば —

都市計画マスタープラン《都市づくりの目標》

- 1 さまざまな拠点がその役割を担い、能力を発揮するまちづくり
- 2 みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり
- 3 町民や地域が主体となり、連携するまちづくり
- 4 環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり
- 5 観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくり

矢巾町総合計画基本構想まちづくり方針

都市づくりの目標



2

将来目標人口

第8次矢巾町総合計画基本構想では、計画目標年度である令和13年度(2031年度)には総人口30,000人となるまちづくりを目指しています。

矢巾町将来人口推計(令和4年3月公表)による本町の人口推計では、令和9年(2027年)28,445人をピークに減少に転じ、計画目標年度である令和13年(2031年)には28,132人となり、その後も減少が続けることが予測されています。

しかし、今後は安心快適な都市づくり施策を進め、岩手医科大学とその関連施設の移転開業による就業者等の居住や雇用の場となる産業の活性化に向けた施策を進めることで定住・移住を促進すると同時に、第8次矢巾町総合計画基本構想で示す少子化対策や健康寿命の延伸策などを展開していくことで、目標人口である30,000人を達成し、本マスタープランの計画期間である令和20年(2038年)においても維持していくこととします。

なお、本マスタープランに掲げる施策を進め、未来につながるまちとなるためには、相応する人口が必要となることから推計値ではなく、目標値として設定するものです。

都市計画マスタープラン目標人口

総人口 30,000 人

国勢調査では現状、人口と併せて世帯数も増加していることから30,000人の人口を達成して維持していくためには、受け皿となる居住地を増やしていく必要があります。

3

都市づくりの目標

3-1 さまざまな拠点がその役割を担い、能力を発揮するまちづくり

本町には、岩手医科大学及び岩手医大附属病院と県立療育センター、県消防学校を集約した県の医療・福祉・防災拠点があり、これらを含めた矢幅駅から東側の一般国道4号までの概ね2kmの区間に、商業施設や金融機関、各種学校などを含めたコンパクトな市街地が形成されています。また、矢幅駅の西側には役場庁舎や公民館、保健福祉交流センターなどの行政施設、農協の営農センターなどを集積した公共施設拠点が形成されています。このまとまりのある都市機能を活かし、矢幅駅を中心に歩いて暮らせる都市形成を目的に周辺の土地区画整理事業を実施し、併せて矢幅駅東西自由通路や町活動交流センター「やはぱーく」の整備を行いました。

こうした特性を、よりまちづくりに発揮するため、矢幅駅周辺から岩手医科大学及び岩手医大附属病院関連施設周辺をまちの中心拠点として、また周辺部は、既存の公民館等の有効活用や町内の空き家の利活用により、本町のすべての人が暮らしやすく、賑わ

いと活気があり、コミュニケーションが育まれるまちづくりを目指します。

また、市街化調整区域内には町立煙山小学校・不動小学校周辺などの旧村中心部である大規模農村集落、東・西端にはそれぞれこれからの高齢化社会に対応する介護福祉拠点となる施設などが立地しており、地域条件と調和した機能維持・向上の支援、矢巾温泉や煙山ひまわりパークがある西部地域の観光拠点の活性化に努めます。

さらには、北東北の物流の中心である流通センターや西部工業団地、盛岡広域唯一の工業専用地域である下田工業団地のような産業拠点については企業集積を推進するほか、平成30年(2018年)3月には矢巾スマートICが開通し、平成29年(2017年)には徳田橋の架け替え工事が始まり、国道4号や今後整備される盛岡南道路も含めて広域交通ネットワークを活かした産業・観光拠点の拡充・活性化を目指すとともに、それぞれの拠点が持つ能力を活かし、機能を分散しなくても利便性があるコンパクト・プラス・ネットワーク(*²)を考慮した道路整備や公共交通体系を十分に検討します。

3-2 みんなが安全、安心して過ごせるまちづくり

これまで災害の発生が少ない本町ですが、東日本大震災や全国的に発生している気象変動による災害、過去に本町を襲った大雨被害の教訓から、災害危険個所の周知、避難所施設の充実、旧耐震基準により建築された木造住宅の耐震化支援、消防団組織や自主防災組織の育成、各拠点施設や民間企業との連携を進めるとともに、一級河川の整備促進に向けたより一層の要望活動、町管理河川や山地保全対策を進め、町民の生命、財産を守るための体制整備、向上を図ります。

また、都市化の進展に伴う犯罪や交通事故の増加防止に向けた関係団体との連携を図り、体制整備や住民意識の高揚に努めます。

さらには、住民はもとより、岩手医科大学及び岩手医大附属病院をはじめとする町内施設への多数の来町者にとっても、安全で利用しやすく、すべての人が自由に行き交う交通機能や都市空間を提供します。

3-3 町民や地域が主体となり、連携するまちづくり

住民協働のまちづくりを進めるため、各種計画策定、事業実施の際には住民アンケートやワークショップ、説明会、パブリックコメントの実施、各種委員会委員に住民の登用を行うなど、積極的に住民の意見を聞くこととします。

特にも都市計画提案制度(*³)や地区計画申出制度(*⁴)は、住民のまちづくりへの参加

*² 医療・福祉・商業施設や住居等が徒歩等で動ける範囲にまとまって立地し、あるいは住民が公共交通によりこれら施設に容易にアクセスできる、日常生活に必要なサービスを住民が身近に享受できるまちの姿。

*³ 土地所有者やまちづくりNPOなどが一定の要件を満たしたうえで、都市計画の決定や変更を提案できる制度。

*⁴ 住民に最も身近な都市計画である地区計画等について、一定の要件を満たしたうえで、住民側の発意で地区計画等の決定や変更等を申し出ることができる制度。

方法として有効であることから、本町でもそれら制度の活用方法を確立して啓発を行います。

また、本町には現在41の自治会があります。各自治会では地域内の絆をより深めるために活動していますが、地域内の公共施設は共有財産であるとの認識のもと、道路や河川の愛護活動や公園の維持管理活動なども行っています。老朽化する公共施設の維持管理はこれからの大きな課題ですが、各自治会の意見を聞きながら連携して整備・維持管理を進めていきます。

なお、都市化の進展により町内の絆の希薄化や農業集落地域内においては、高齢化と人口減少による地域コミュニティの衰退が懸念されていますが、前述のとおり、既存の公民館等の有効活用、町内の空き家の利活用の検討や自治会と連携してこれら課題に取り組むとともに、自治会を住民の意見集約の場とも捉え、自治会を中心とする住民協議会制度(*⁵)についても検討します。

3-4 環境に配慮し、次世代に継承できるまちづくり

環境への負荷を軽減させ、良好な都市環境を次世代に引き継ぐため、町内外にある拠点、主要施設を結ぶ公共交通体系を近隣市町や関係機関・団体と検討し、脱炭素化を意識した自家用車に頼らないまちづくりを目指すとともに、住宅地や施設整備にあたっては新エネルギーの導入、省エネルギー対策の推進、環境教育の拡充を図り、環境にやさしいまちづくりを目指します。

また、都市計画制度のほか土地利用諸制度を適正に運用し、本町の特徴的な景観である田園風景や自然の保全に努めます。

3-5 観光と自然、農村と都市が共存し、交流するまちづくり

本町は市街地を取り巻くように田園が広がり、東側には県内を縦断する北上川、国指定史跡徳丹城跡（以下「史跡徳丹城跡」という。）、西側にはまちのシンボルである南昌山を含む丘陵地が形成され、そのすそ野には煙山ダムや煙山ひまわりパークが広がっています。特に煙山ひまわりパークは、シーズン中には町内外から大勢の人が訪れるなど、新たに注目されるまちの観光スポットとなっていますが、周辺の観光・レクリエーション施設の運営撤退などによる衰退が見られることから、既存の空き施設活用も含め、周辺施設のさらなる充実が望まれます。

また、史跡徳丹城跡については現在も調査実施中ですが、歴史公園として位置づけ、観光資源としても活かすことを検討します。さらに、これらに連なり、本町の全域に広がる水田地帯は生産活動の場であるとともに四季折々の美しい「やはば」らしい景観を生み出している貴重な財産といえます。農業を取り巻く環境は全国的に厳しい状況にあ

*⁵ 小学校区などの地区ごとに自治会やボランティア団体、PTA、企業等の多様な主体による、地域課題解決のための協議会。

りますが、豊かな田園景観を維持していくためにも営農支援や農業生産基盤整備等を進めるとともに、農業関係者だけではなく、町民や来町者との交流から生まれる農業・農村活性化に関する発想を活かし、実践することを目指します。

4 将来の都市構造

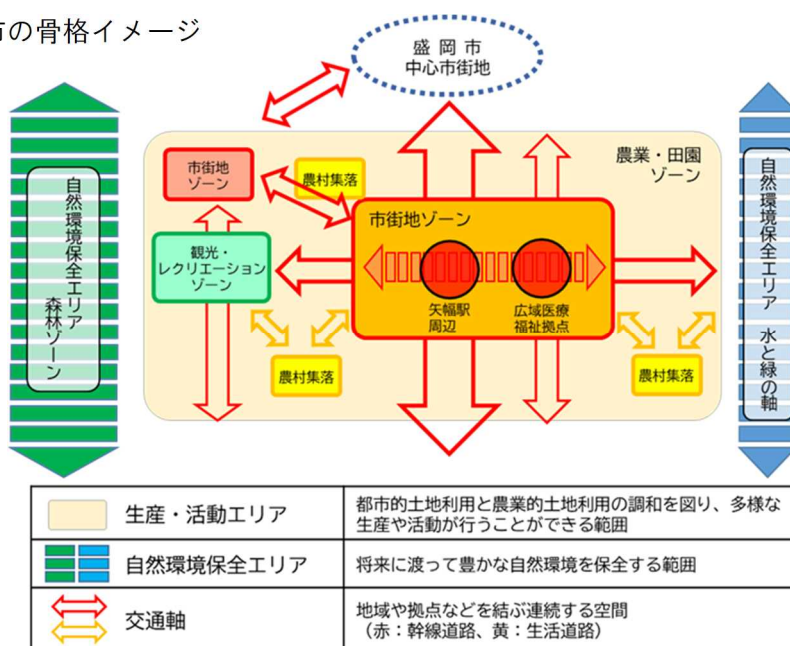
4-1 将来都市構造の基本的な考え方

将来都市構造は、都市の現状や都市を取り巻く環境を踏まえて、将来の土地利用や骨格となる交通網、主要な都市機能等の基本的な方向付けを行い、分野別の都市づくりの方針や地域別のまちづくりの方針で示す内容の基礎となるものです。

本町の都市構造は、本町中央の平地部において都市活動や農業生産活動が行われている「生産・活動エリア」と、これを東西から挟み込む緑豊かな丘陵地と北上川からなる「自然環境保全エリア」に区分されます。また、「生産・活動エリア」内の地域間の連絡や近隣市町村を結ぶ「交通軸」が計画されており、逐次整備が進んでいます。

こうした構造は、本町の地形条件に沿って形成されてきたものであり、長い歴史のなかで育まれてきた集落形成や農地開発も、これらの地形条件を背景にしています。本町の将来都市構造を考えるにあたっては、「生産・活動エリア」、「自然環境保全エリア」を基本に、各エリアの特性を発揮できるよう整備・開発・保全をするとともに、市街地ゾーンを中心とする「生産・活動エリア」内のネットワークや近隣市町との連携を図る軸として「交通軸」の整備を充実し、各エリアが交通軸と連携が図れることを基本とし、次のように将来の都市構造を示します。

図1 都市の骨格イメージ



4-2 都市構造の構成要素

都市構造を構成する主要な要素を、次のように設定します。

(1) 生産・活動エリア

構成要素	概要
市街地ゾーン	すでに市街地を形成している地域や計画的な市街化を進める地域
市街地検討ゾーン	社会・経済的需要や地域性などの諸条件を勘案し、市街化を検討する地域
農業・田園ゾーン	市街化を抑制すべき区域であり、農地等の保全を図り、「やはば」らしい風土景観を大切にする地域
観光・レクリエーションゾーン	観光・レクリエーション施設が集積立地し、その充実を進める地域

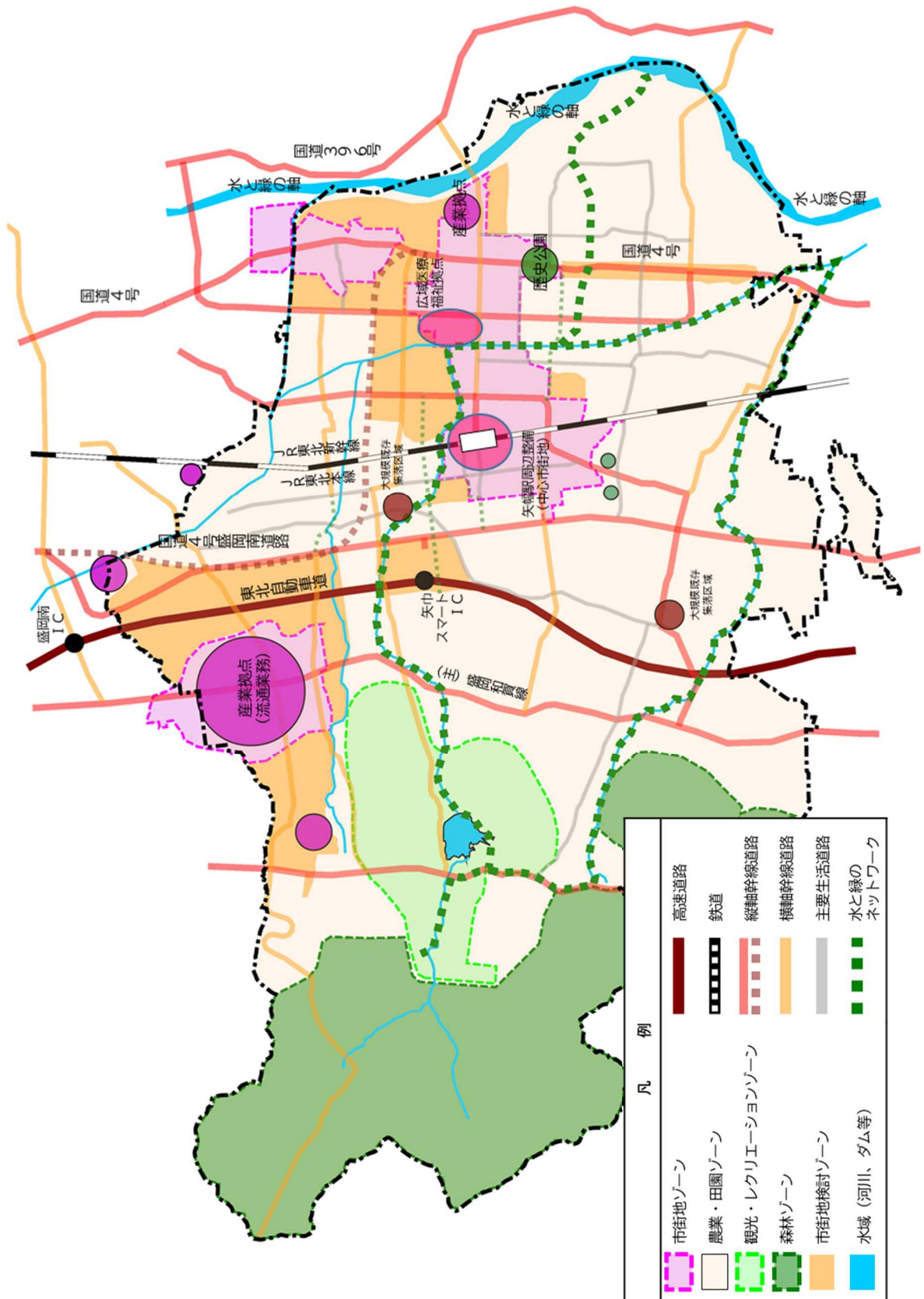
(2) 自然環境保全エリア

構成要素	概要
森林ゾーン	奥羽山脈山裾の丘陵地
水と緑の軸	水と緑がまとまっている北上川
水と緑のネットワーク	うるおいある田園と河川景観

(3) 交通軸

構成要素	概要
縦軸幹線道路（都市軸）	広域的又は近隣市町との交通流動を南北軸で受け持つ道路
横軸幹線道路（都市軸）	町内又は近隣市町との交通流動を東西軸で受け持つ道路
主要生活道路（生活軸）	町内の日常生活に密着した交通流動を受け持つ道路

図2 将来構想図



5 都市づくりの方針

都市づくりの方針は、「まちづくりの目標」や「将来都市構造」を実現するために必要な都市計画の分野ごとの取り組みに関する方針です。

都市づくり推進の基本となる土地利用や都市施設、都市環境、市街地整備などの各分野の目標や整備方針を次のとおり定めます。

5-1 土地利用

(1) 基本方針

- ① 都市にうるおいと安らぎを与える豊かな自然環境を将来にわたって保全します。
- ② 市街地及び市街地周辺は計画的な土地利用を進め、生活環境の維持向上、地域産業の振興発展、田園環境の保全を図ります。

(2) 誘導・整備の方針

① 市街地

- ア 現在のまとまりのある市街地形態を継承し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住の集約誘導と、これと連携した道路整備、公共交通体系の形成を図り、すべての人が暮らしやすいまちづくりを目指します。
- イ 新たな市街地については、将来目標とする人口増加や産業振興に対応しつつ将来都市構造に照らし合せた計画的な配置を検討し、コンパクトな都市空間の形成と自然環境の調和を図ります。
- ウ 都市の全国的な課題ともなっている空き家については、空家等対策計画に基づき計画的に取り組みます。

② 市街地周辺

- ア 既成市街地及び計画的な市街地整備区域を除く周辺の農用地は、田園環境の保全を図ります。
- イ 河川や山林については、自然環境を活用した土地利用を進めます。

(3) 市街地の主要用途の配置方針

① 住宅地

- ア 近年の宅地開発等により計画的に整備された住宅地や古くからの住宅地が矢幅駅周辺から国道4号沿いに位置し、コンパクトな市街地を形成しています。今後もこの市街地形態を継承し、各世代を通じて住み続けていけるよう、市街地の醸成を図ります。
- イ 市街地開発に伴う住宅地整備については、周辺市街地に連動しながら計画的に行うとともに、低層住宅を中心とした土地利用の誘導と併せて、長期優良住宅や省エネ住宅の普及を図ります。

ウ 本町の人口は、新たに大規模宅地造成が行われる際は中期的に増加するものの、長期的には少子高齢化により、減少することが危惧され、新たな人口の誘導施策を講じなければ、まちの活力減退を招くことが懸念されます。また、県医療中枢機関である岩手医科大学及び岩手医大附属病院とその関連施設、北東北物流拠点である流通センターなどを抱える本町には、その就業者の住宅整備が求められます。これに対応するため、既存住宅地や集落との連担、農用地の保全に配慮し、市街化区域縁辺部や既存集落隣接部において新たな住宅地整備を誘導し、居住人口の増加と維持を図ることを検討します。なお、この新規住宅地については市街化区域編入を前提に、地区計画を設定して計画的に整備誘導を行います。

② 商業地

ア 矢幅駅周辺商業地と矢巾ショッピングセンター、岩手医科大学及び岩手医大附属病院周辺の藤沢地区商業地との連携を図り、商業地としての魅力向上を図るとともに、交流人口増加や高齢化社会に対応する歩行空間が充実した回遊性のある空間を創出します。

また、流通センター地区においても用途地域上立地可能な企業誘致施策に取り組み、魅力向上を図ることとし、必要に応じて市街化区域の拡大を検討します。

イ 土地区画整理事業による都市基盤の整備がされた矢幅駅周辺部に商業・業務系土地利用の集積や高度利用を誘導するとともに、地元商工業者やまちづくり会社との連携による活性化を図り、SOHO(*⁶)や副業支援も含めて新たなビジネススタイルを創出します。

③ 工業・流通業務地

ア 北東北の物流拠点である流通センターや西部工業団地、工業専用地域である下田工業団地は、その能力や立地企業の連携を活かした取り組みを推進するとともに、用途地域上立地可能な企業誘致施策と併せて既存敷地の拡大による機能拡充を検討します。

イ 特別業務地区が指定されている矢幅駅東地区と流通センター地区は、条例による建築制限を行いながら周辺と調和のとれた土地利用を誘導します。

ウ 新規工業・流通業務地は、矢巾スマートICや国道4号及び盛岡南道路が持つ潜在的な能力を活かす土地利用を推進し、土地区画整理事業のほか民間事業者による開発整備の可能性を検討します。なお、この新規工業・流通業務地については、市街化区域の拡大や地区計画を設定して計画的に整備誘導を行います。

④ 公共公益サービス地

*⁶ 自宅や小さなオフィスなどを利用して仕事をする働き方

役場を中心とする町民センター、町立小中学校、県立不来方高校、産業技術短期大学校、岩手医科大学及び岩手医大附属病院等を公共公益サービス地として位置づけて機能拡充を図るとともに、アクセス道路の充実や防災機能の連携を図ることにより、日常生活の利便性、安全性の向上を図ります。

(4) 市街地周辺の土地利用の方針

① 計画的な市街化を検討する区域

まちの活性化につながる新たな業務地の拡大や住宅地の確保など、計画的な市街化を検討する区域については、農林漁業上の土地利用及び環境保全に配慮しつつ、その目的・内容を精査し、必要性や妥当性が認められる場合には、市街化区域への編入を行います。

② 市街化調整区域土地利用方針に基づく適正な土地利用の推進

近年の社会・経済情勢の変化により、市街化調整区域においては既存集落の人口減少や地域活性化のための産業等適地の開発抑制、不適地の開発発生への危惧などの課題があります。こうした課題に対応するための適正な土地利用誘導が必要な場合には、市街化調整区域における土地利用方針に基づき、地区計画を策定し、計画的な土地利用を図っていきます。

③ 優良な農用地として保全すべき区域

生産活動の場であるとともに四季折々の美しい景観を生み出す農用地は、矢巾農業振興地域整備計画に基づき、土地基盤整備事業が完了している区域等を中心に優良農用地として保全を図ります。

④ 大規模既存集落区域

町立煙山小学校・不動小学校周辺に代表される市街化調整区域の大規模既存集落については、居住環境と営農条件が調和した適正な土地利用に誘導し、すでに整備されている道路や上下水道、公共施設等を活かして町や地域の活性化につながる土地利用については、地区計画の活用などにより、地域住民と協議検討してその実現に努めます。

⑤ 自然環境を保全・活用する区域

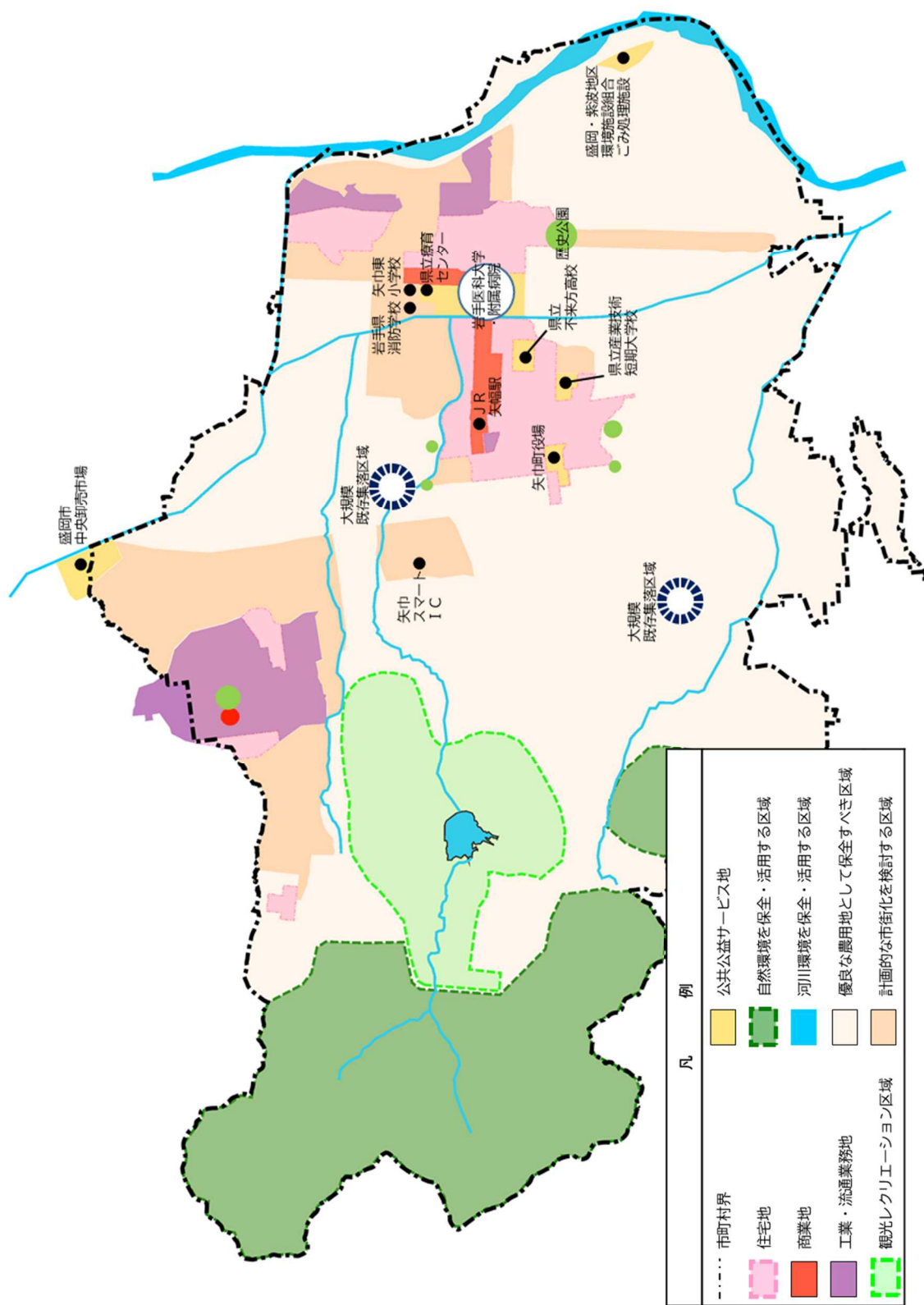
町立自然公園を含む西部の緑地については、その自然環境の保全を図るとともに、観光、スポーツ、レクリエーション施設の整備を行い、自然環境を活用する場としての整備を進めます。

⑥ 河川環境を保全・活用する区域

ア 北上川の水辺空間の活用や川との歴史的な関わりの周知など河川環境を保全・活用する区域として、北上川の河川敷整備を関係機関と調整を図りながら進めます。

イ 岩崎川の改修により整備された河川公園を水と緑のネットワークと結び付け、うるおいと安らぎの場を創出します。

図3 土地利用方針図



5-2 都市施設の施策

5-2-1 基本方針

都市施設とは、道路・公園・下水道などをいい、良好な都市環境を支える機能や装置として必要不可欠な公共施設です。まちを活性化させて人々が安心・安全な社会生活を営むことに配慮しつつ、将来に向けて限りある財政下のもと、効率的・効果的な都市施設の整備・維持を推進します。

5-2-2 交通施設の整備方針

(1) 道路網の方針

① 道路網の目標

本町は北上盆地に位置して東端を北上川、西端を奥羽山系に接し、南北に比して東西が長い形状であるとともに、南北に東北本線、東北新幹線及び東北自動車道が縦貫している地理的要因などにより、道路網は縦軸（南北）は強いが横軸（東西）が弱いという特徴があります。

縦軸は東北自動車道、国道4号をはじめ主要地方道（以下、交通施設の整備方針では「(主)」とする。）盛岡和賀線ほか一般県道（以下、交通施設の整備方針では「(県)」とする。）6路線のほか、町道（以下、交通施設の整備方針では「(町)」とする。）西部開拓線ほか2路線など複数路線が縦貫しており強力ですが、横軸に横断するのは(町)安庭線のみであり脆弱です。また、令和4年度(2022年度)に新たなバイパスとして国道4号盛岡南道路が新規事業化されたとともに、都市計画道路（以下、交通施設の整備方針では「(都)」とする。）津志田白沢線（町道名：田中横道線）の盛岡市側も事業が進められており、町内の都市・交通環境が大きく変化することが想定されます。

このことから、町内を横断する路線の整備により縦軸と横軸を複数接続して環状を形成することにより、中心市街地の渋滞を緩和しつつも東西の移動が容易な道路網を目指します。

② 整備方針

ア 縦軸幹線道路

広域的又は近隣市町村との交通網の一環をなす矢巾スマートIC、国道4号、国道396号、事業化された国道4号盛岡南道路、国道と同等に近隣市町との連絡を担う(主)盛岡和賀線、(県)不動盛岡線、(県)不動矢巾停車場線、(県)盛岡石鳥谷線、(町)西部開拓線、(町)田中横道線((都)津志田白沢線)、(町)中央1号線を縦軸幹線道路として位置づけ、都市活動を支え、地域間交流を活発にする道路の形成を図ります。

イ 横軸幹線道路

縦軸幹線道路を東西に接続する(県)矢巾西安庭線、(県)矢巾停車場線、

(県)大ヶ生徳田線、(町)宮田線、(町)安庭線、(町)矢幅駅西口線及び(町)上程島線、(町)田浦線、(町)羽毛蓬田線を横軸幹線道路として位置づけ、縦軸幹線道路との接続による効果を検証したうえで整備を検討するとともに、歩行者安全対策を推進します。

ウ 生活道路の整備

生活道路のうち通学路の歩道整備等の安全確保対策を進めるほか、未舗装道路の整備にあつては順次整備を進めるとともに、道路の維持管理について地域との協働体制の強化を図ります。

エ 自転車通行帯の整備

自転車と歩行者が安全に安心して通行できるよう、今後策定予定の自転車推進計画に基づき自転車通行帯の整備を検討します。

③ 道路の維持管理

道路及び橋梁などが長期にわたり安全に利用できるよう、日常の点検や施設の維持管理計画等により、適切な維持管理に努めます。

④ 都市計画道路の見直し方針

本町を取り巻く都市・交通環境の変化が想定されることから、都市計画決定後事業が実施されていない路線や区間については、求められる機能や役割を検証のうえで適切な見直しを行います。



(2) 公共交通網の方針

① 公共交通網の目標

本町では、公共交通機関は自家用車への依存率が高いことから公共交通網が十分に整備されておらず、自ら交通手段を持たない住民の移動手段の確保や岩手医大附属病院開業により予測される多数の来町者への対応、中心市街地渋滞緩和策が課題となっています。

本町では路線バスのほか、市街地循環バス「やはばす」と予約型乗合バス「のりあい号」を運行しています。今後の本町の公共交通のあり方や利用者ニーズを反映した運行システムの導入等、矢巾町地域公共交通計画でとりまとめ、その施策を通じて公共交通の利用促進を図っていきます。

② 整備方針

ア 公共交通の充実

a 矢巾町地域公共交通網形成計画の策定

地域全体の公共交通のあり方、住民・交通事業者・行政の役割を示し、面的な公共交通ネットワークの再構築を検討して、公共交通ネットワークの利便性や効率性の向上を目指します。

b 鉄道

交通結節点として、乗り継ぎ時間などほかの交通手段との連携を協議検討し、利用者の利便性や効率性の向上を目指します。

また、公共交通の拠点として、矢幅駅前広場や矢幅駅東西自由通路等の機能維持と向上に努めます。

c 路線バス

運行本数の増加や岩手医大附属病院と鉄道乗り継ぎ時間に配慮したダイヤ調整等を協議検討します。

また、誰もが利用しやすい低床車両の導入や環境に配慮した低公害車両の導入を推進します。

d コミュニティバス（やはばす）

令和元年(2019年)9月から旧「さわやか号」にかわり、矢幅駅を発着点として、岩手医科大学方面に向かう「医大循環線」と駅の周辺を走る「駅周辺循環線」の2つの路線を走行しています。来町者や住民ニーズ、他公共交通の現状を合せ、運営・運行計画等を適宜検討し、利便性の向上を図ります。

e デマンド型交通（のりあい号）(*⁷)

*⁷ 利用者からの予約（ニーズ、デマンド）に応じて運行する公共交通の形態。乗合として交通手段に不便をしている人々を指定場所から目的地まで移動させるもので、集落散在、人口低密度地域などで活用されている。

利用者の予約に応じて他の利用者との乗合により自宅近くの出発地からタクシー車両にて運行する交通サービスとして予約型乗合バス「のりあい号」を運行しています。住民ニーズの反映や運営計画等を適宜検討し、利便性の向上を図ります。

イ 二次交通の充実

現在、やはぱーくと一般社団法人カダルでレンタサイクル(*⁸)を実施しています。買い物や観光などにレンタサイクルを促進することで、二次交通としての自転車利用を拡大し、環境負荷の少ない脱炭素型まちづくりを推進します。



ウ 駐車場・駐輪場

全国からの本町玄関口となる矢巾スマートICに駐車場整備、併せて広域幹線・環状道路沿いでもあり、環境の脱炭素化や中心市街地交通混雑の緩和の面からもパーク&ライド(*⁹)の実施を検討します。

また、公共交通の拠点である矢幅駅周辺に駐車場・駐輪場を町が整備していますが、駐車場については周辺の民間計画を考慮しながら、そのあり方について検討します。

5-2-3 公園・緑地の方針

(1) 公園・緑地の目標

本町の骨格的な緑地空間である丘陵地の自然を保全するとともに、良好な市街地環境の形成やスポーツ・レクリエーションの場のほか、防災施設としての公園・緑地の活用を図り、併せて地域の歴史・自然環境を活用した魅力あふれる公園整備を計画的に推進します。

また、これらと平野部を流れる河川沿いの道、生活環境道路を結びつけ、水と緑にふれあう空間づくりを進めます。

(2) 整備方針

① 都市公園等

住民に憩いとうるおいを与える都市公園は6箇所ありますが、年々利用率の低下や経年による施設の老朽化が見られます。都市公園が潜在的に持つ多機能

*⁸ 自転車共同利用サービス。

*⁹ 出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。都市中心部や観光地の交通混雑の緩和を目的に行われている。

性を活かすため、計画的な施設修繕、更新及び集約の検討を行うとともに、管理運営については指定管理やPark-PFI(*¹⁰)などの民間活力の導入を検討し、都市公園の魅力向上を目指します。

民間開発や土地区画整理事業による小規模公園については、各自治会が維持管理を行っています。公園は地域住民が憩い集う場であり、交流拠点として活かすためにも、今後も自治会による維持管理活動を支援していきます。

また、新たに整備される公園については、災害時に地域の避難所として防災機能を併せ持つ整備を積極的に推進します。

② 町立自然公園

町立自然公園内には南昌山や城内山を中心とする森林緑地、煙山ダムや幣懸の滝などの水辺空間、総合グラウンドやゲートボール場などのスポーツ・レクリエーション施設や矢巾温泉、新たな観光スポットとなっている煙山ひまわりパークなどがあり、隣接する県立林業技術センターや県営煙山森林公園と連携しながら機能の充実、整備を図ります。

③ 歴史公園

史跡徳丹城跡や県指定藤沢状森古墳群のほか、町が指定する遺跡などの文化財の保全・活用を図るとともに、現在も調査実施中の史跡徳丹城跡については歴史公園として位置づけ、重点的な整備を図ります。

④ 河川空間

古くから人々の暮らしと密接な関わりを持ってきた北上川をはじめ、市街地周辺を流れる中小河川については、その歴史的背景に配慮しながら、自然環境を活用した親水空間の整備を河川改修等と合わせて推進します。

⑤ 水と緑のネットワークの形成

田園風景や河川による親水空間、賑わいのある都市環境を一体的に道で結びつけ、町内の豊かな水と緑にふれあいながら散策やサイクリングができる水と緑のネットワークを形成することにより、うるおいのある空間づくりを進めます。

5-2-4 上下水道及び河川の方針

(1) 上下水道及び河川の目標

本町は上下水道ともに概ね普及しています。施設設備の経年による老朽化や将来の開発計画への課題、河川については治水機能の向上などの課題がありますが、住民が安全に安心して生活が送れるよう整備を推進します。

(2) 整備方針

*¹⁰ 民間事業者が都市公園の収益施設と公共部分とを一体で整備できる制度。都市公園内に設けるカフェなど収益施設の設置許可期間を緩和するなど、民間事業者が都市公園を整備しやすくなる。

① 下水道

土地利用に応じて公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の事業分担を行うことで、公共用水域の水質を保全します。公共下水道事業については平成30年度(2018年度)に概成しており、農業集落排水事業区域の一部を公共下水道事業区域に組み込むことで施設の集約化・高度利用化を図ります。

また、ストックマネジメント計画に基づく施設更新や機能診断を促進し、適切な維持管理や運営を推進します。

② 河川

市街地での雨水処理は雨水幹線、雨水管などによる排水処理を基本として最寄りの河川へ放流となりますが、放流先の河川状況により流出抑制が必要な場合、建築物や開発計画により、必要に応じて雨水貯留施設の設置を求めます。

また、自然災害を未然に防止するために河川改修事業を計画的に推進するとともに、下水道整備事業などの水質保全、各河川愛護会による取り組みと連携し、自然環境を活かしたうおいと安らぎのある河川環境の整備を進めます。

③ 上水道

将来の開発への水需要の増大に対応し、安全な水を安定的に供給するため、水源と浄水場及び配水管網の整備を進めます。

また、水道施設整備計画を推進しながらアセットマネジメント(*¹¹)を導入し、適切な維持管理と運営を推進します。

5-2-5 その他の都市施設の方針

(1) その他の都市施設の目標

転入・交流人口の増加や多様化する住民の生活ニーズに対応する公共公益施設を、アクセスなどを勘案し、コンパクトなまちづくりを意識しながら適切に誘導配置し、整備を図ります。

また、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の長期的視点による老朽化対策を推進し、適切な維持管理を図ります。

(2) 整備方針

① 道の駅

増加する来町者への対応とそれを契機とする地域振興のため、道路利用者のための「休憩施設」、道路利用者や地域住民のための「情報発信機能」、活力ある地域づくりを行うための「地域連携機能」として、また、矢巾スマートICや広域防災拠点がある本町の地域性、東日本大震災の教訓などから「防災機能」を併せ持つ「道の駅」について、整備検討を進めます。

*¹¹ 「現状の把握」と「資産の将来見通しの把握」を行い、それに基づく更新需要及び財政収支の見通しを算定すること。

② 教育施設

史跡徳丹城跡の調査・整備に伴う徳田小学校の移転については、児童数の動向に合せた施設規模で適切な配置、整備を図ります。また、新たな住宅地については、公共施設の有効利用を図るためにも、各小学校の適切な児童数と学区編成に配慮した整備を進めます。

③ 介護・福祉・医療施設等

高齢化の進行や今後の土地利用の動向に合わせ、介護・福祉・医療施設等の整備充実を図ります。岩手医大附属病院の開業により、広域的医療施設としての機能に配慮しながら、関連施設とのネットワーク化を推進します。

④ 町有地

矢幅駅前、旧矢巾中学校跡、室岡地区などの町有地については、検討委員会を設置するなどして住民の意向を把握し、それぞれの拠点にあるという位置条件に照らしながら、これからのまちづくりへの波及効果を考慮した有効活用を図ります。

⑤ その他の施設

ア 県央ブロックごみ・し尿処理広域化基本構想により将来、新たなごみ焼却施設が県央地区に整備され、1施設に集約化されて稼働する計画ですが、それまでは現在の盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ処理施設を継続して使用することから、増大するごみの円滑な処理と再資源化により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資するとともに、施設周辺地域への環境保全、施設の延命化に向けた取り組みに努めます。また附帯の熱供給施設の活用など、地域に開かれた都市施設の運用を図ります。

イ 矢巾斎苑は整備後30年以上経過しており、施設の老朽化が見られることから、適切な改修工事を実施しながら施設の安全な維持管理に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力の運営により、良好な管理運営を図ります。

また、施設の更新については、移転も視野に、施設規模、移転適地及び併設して整備することが望ましい施設等の検討を行います。

ウ 公営住宅については、老朽化が進む町営住宅の計画的な修繕を図るとともに、民間活力の導入や県営住宅の誘致を検討します。

エ 岩手医大附属病院の開業などにより増加する来町者も含めて、すべての人が安心して過ごせるまちとするため、次のことに取り組みます。

a ユニバーサルデザイン(*¹²)による施設整備等

b 矢幅駅周辺などの中心市街地の案内板や町内案内図(まち歩き地図)の設置

*¹² 障害の有無や年齢、性別などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。

- c ローカルファースト(*¹³)
- d 適切な防犯カメラの設置
- e 住居表示の検討

5-3 都市環境

5-3-1 基本方針

本町は古くから米作りが盛んで豊かな農地が広がる農村地帯であり、西部山麓を水源として北上川に注ぐ大小の河川が東部に流れ、こうした大きな水循環のなかで生活してきましたが、近年の都市化の進展に伴い、身近な自然が失われていくことが危惧されます。この状況を踏まえ、次世代に環境負荷をかけずに地球にやさしく、豊かな自然や田園環境を次世代に継承することを基本として、自然や環境の保全、都市の緑化を進めます。

東日本大震災や過去に本町を襲った大雨洪水被害の教訓から、町民の生命や財産を守るため、災害が起きにくいまちをつくとともに、自主防災組織の支援や避難場所の確保などの防災対策の充実を図ります。

5-3-2 都市環境形成の方針

(1) 都市環境形成の目標

都市のなかで住みよいうるおいのある環境づくりのための空間形成、都市と田園の調和を維持、水辺や緑の保全・育成など、快適な環境が創出されるまちの形成を目指します。

(2) 整備方針

① 水と緑の保全

ア 町立自然公園を中心とする丘陵部の森林緑地、北上川や岩崎川をはじめ中小河川、ため池などの緑地・水辺空間を保全するとともに河川公園や河川沿いの道、生活環境道路を結びつけ、水と緑にふれあう空間づくりを進めます。

イ 市街地や農村地域に見られるまとまりのある樹林地や境内林、屋敷林等を身近な緑地として保全育成し、有効活用を図ります。

ウ 点在する空き家の庭や空き地を、所有者や地域との協議のうえで、地域内の交流やうるおいを育む緑地としての活用方策を検討します。

② 環境にやさしいまちづくり

ア 省資源、省エネルギー、ゼロ・エミッション(*¹⁴)、3R(*¹⁵)などのさまざま

*¹³ 地産地消や地域活性化など自らが住む地域を大切にする様々な価値観を創出しようとするもの。

*¹⁴ 環境を汚染したり、気候を混乱させる廃棄物を排出しないエンジン、モーターの仕組み、またはその他のエネルギー源。

*¹⁵ 環境配慮に関するキーワード Reduce(減らす)、Reuse(繰り返し使う)、Recycle(再資源化する)の頭文字をとった言葉。

まなGXの取り組みに対応し、地域特性を活かした循環型社会形成に向けた取り組みを推進します。

イ 矢巾町新エネルギービジョンに基づき、自然エネルギーの活用を推進するとともに、太陽光発電システムや再生可能エネルギーの有効利用を促進します。

ウ 自然や生活環境の保全に向け、公害や不法投棄、不法開発等の防止に適切に対応するとともに、環境教育や地域・団体による清掃活動支援を充実します。

エ 公共施設の脱炭素設備導入等による省エネルギー改修を行い、エネルギー使用量やCO₂排出の削減を図ります。

5-3-3 都市景観形成の方針

(1) 都市景観形成の目標

都市景観は、日々の生活と生産活動に直結し、心に快適と豊かさをもたらしてくれる環境や資源です。本町は西は南昌山、東は早池峰山をシンボルとして、西の丘陵地から北上川に向かって、緩やかなスカイラインを形成しています。本町を見渡せる場所に位置する矢幅駅ややはば一くから、国道4号に向かって緩やかな傾斜の途中にアイストップ(*¹⁶)となる岩手医科大学及び岩手医大附属病院施設が位置しています。また、そのコンパクトな市街地を取り巻くようにして田園風景が広がっています。このような特色ある「やはば」らしい都市景観を生かしたまちづくりを目指します。

(2) 整備方針

① 市街地景観の形成

ア 中心市街地の拠点であり、交通結節点である矢幅駅からの景観形成に配慮したまちづくりを推進します。

イ 住宅地をはじめ、公共施設、工場・流通業務地、商業地においては、敷地内の緑化や歩道への植樹帯設置等を進めるとともに、建築物・工作物のデザインや色彩をコントロールし、周辺の景観と調和した街並みの形成を推進します。

② 田園景観の保全

四季折々の美しい農村景観を生み出している田園風景を保全するため、無秩序な土地利用や乱開発を防止するとともに、優良農地の保全を図り、農村地域に散在する屋敷林の保全・活用を推進します。

③ 自然景観の保全

市街地の背景となり、うるおいと安らぎを与えつつ四季を演出している丘陵地や水辺空間などの自然景観を保全するとともに、煙山ひまわりパークのよう

*¹⁶ 街角や見通しの良い通り景観の正面にあり、人の視線を引きつけ又は印象に残る山や樹木、建築物など。

な新たな資源を水と緑のネットワークと連携することで、歩くことがたのしくなる住民の憩いの場として活用を図ります。

④ 歴史・文化的景観の保全

史跡徳丹城跡をはじめとする町内遺跡、旧稻荷街道の松並木、神社・仏閣等の歴史・文化的資源を保全するとともに、その魅力を引き出すような周辺環境と一体となった整備を図ります。

⑤ 住民の合意による街並み景観形成

地域性豊かな景観を守るため、住民と行政の協働による街並み景観形成のためのルールづくりとして、地区計画制度の活用や景観計画等の策定を図ります。

5-3-4 都市防災の方針

(1) 都市防災の目標

住民の生命や財産を守るため、火災や震災、水害、雪害などの災害予防に努めるほか、防災性を考慮した道路・公園等の都市施設の整備・充実、関係機関・団体との連携を図り、住民が安心して暮らすことができる、災害に強い安全なまちづくりを推進します。

(2) 整備方針

① 防災対策の推進

都市の防災機能を高めるため、市街地の不燃空間の確保や市街地環境の改善を目指した計画的な指導・整備を行います。また、住民等の防災意識の向上や災害危険個所の周知を図るとともに、主要な公共施設や商業・業務施設等の人が集まる建築物の不燃化・耐震性の向上を図る対策を推進します。

② 防災体制の充実

ア 岩手県の防災拠点ともなる県消防学校や岩手医大附属病院の立地、矢巾スマートICや国道4号などの広域道路網が発達している地域性を活かした防災体制を構築します。

イ 災害時の避難場所として集団的に住民を収容できる公共施設などを位置づけして安全な避難場所の確保を図り、併せて避難路として特に必要と認められる道路については拡幅改良を促進するとともに、避難路沿道の不燃化や植樹促進による延焼防止機能を付加するなど、安全な避難形成のための検討を行います。

ウ 災害時に地域内の情報を迅速かつ的確に収集、伝達するため、防災ラジオの有効利用を進め、消防団組織や自主防災組織の支援・連携を図ります。

エ 災害時に必要となる人員、専門知識、支援物資等へ適切に対応するため、協定締結などによる民間企業・団体等との連携を図ります。

オ 防災マップの普及に努めるとともに、開発や建築相談時等には県と連携し

て、土砂災害警戒区域や洪水浸水想定区域等に合せた指導を行います。

カ 建物所有者が防災対策を自身のことと捉えて取り組むよう、住宅・建築物耐震改修促進計画により住民に建物耐震を啓発するとともに、旧耐震基準により建てられた住宅の耐震診断・改修の支援を図ります。また、点在する空き家については所有者、地域と連携して適正な管理に努めます。

③ 河川改修等による治水対策

市街地周辺には北上川や岩崎川などの一級河川、関連する中小河川がありますが、流域周辺の開発などにより河川への負担が高まることが予想され、また、過去に本町を襲った大雨・洪水による災害からも、災害を未然に防止するため、河川パトロールの強化や河川改修等の治水対策を推進します。

また、市街地を囲む農用地は農業生産基盤のほか、自然のダムとしての役割を担っていることから、耕作放棄の防止や適正な土地利用誘導に努め、農用地の保全を図ります。

5-4 市街地整備

5-4-1 基本方針

まとまりある市街地形成を今後とも本町の市街地形態として維持させつつ、それを中心とした都市基盤整備を図ります。また、新たな市街地開発については、道路整備などとの連携を図りながら、土地区画整理事業の導入や民間開発などの誘導を図り、地区計画を活用しながら計画的な面的整備により、良好な市街地の形成を図ります。

(1) 市街地整備の目標

利便性・快適性・安全性のある中心市街地の機能充実を図るとともに、良好な業務地・住環境の確保を目指します。特に中心市街地の拠点であり交通結節点となる矢幅駅周辺は多様な都市機能を集積させ、暮らす人、訪れる人が歩いて過ごせるまちのシンボル空間としての整備を推進します。

(2) 整備方針

① 矢幅駅を中心とした市街地整備の推進

矢幅駅周辺の土地区画整理事業による都市基盤整備は終了しましたが、中心市街地としての賑わいを創出する土地利用が具現化していない現状がみられています。土地の活用方法は権利者の意向に委ねられていることから、権利者や民間事業者との連携や誘導を図りながら、民間資金を中心として、歩いて過ごせる環境のなかに商業・業務・文化・行政機能を備えた新たな生活やビジネススタイルを提供し、人々の交流や賑わいが生まれる空間の整備と活用を推進します。

② 岩手医科大学及び岩手医大附属病院の立地に伴う市街地開発の計画的推進

岩手医科大学及び岩手医大附属病院、県立療育センターや県消防学校の立地をまちの市街地形成の大きなプラス要素とするために、土地利用、交通体系、関

連公共施設などの計画、さらには岩手医科大学及び岩手医大附属病院施設等と地域を結びつける施策や関連事業者の誘致など、総合的な観点から検討・協議を進め、市街地形成を段階的に推進します。

また、まちの交流人口増加の核となる新たな都市空間として、医療福祉にふさわしいというおいある景観と矢幅駅周辺と連携し、活発な交流が行われる職・住・遊の複合的な機能を備えた整備を目指します。

③ 既成市街地の居住環境整備の推進

道路などの都市基盤施設が未整備のまま自然発生的に形成された住宅地については、建替えにあわせた建築物の不燃化、セットバック(*¹⁷)、緑化の促進、町道などの優先的な整備を進め、点的な個別改善の連携による居住環境整備を推進します。

④ 移住・定住施策の推進

子育て世代や団塊世代、農業志向、UJターンを対象とする移住・定住促進策などについては、空き家の適正利用や大規模既存集落の維持・活性化策を含めて検討します。

⑤ 新市街地の整備方針

まちの活性化につながる新たな業務地の拡大や住宅地の確保などについては、位置や規模、整備手法を十分検討し、土地利用の混在化や過大な公共投資を抑制するためにも市街地縁辺部や矢巾スマートIC周辺など、既成市街地と連携が可能なたままりある市街地形成を推進するとともに、矢巾町用途地域決定指針による適切な用途地域と将来の土地利用計画に即した地区計画を設定し、計画的な整備により良好な市街地形成を図ります。

なお、市街化調整区域地区計画による新市街地の整備については、地域住民や土地所有者等と十分な協議検討を行い、市街化調整区域土地利用方針に基づく土地利用を推進し、建築条例の制定などによる適正な整備を図ります。

5-5 住民参加のまちづくり推進

5-5-1 基本方針

緑豊かな自然環境を保全しつつ、安全で快適なまちづくりを進めていくためには、行政と住民が信頼関係を築きながら、お互いが良きパートナーとなり、さまざまな地域の課題に取り組んでいかなければなりません。

まちづくりの主役となる住民と都市づくりに関わる民間事業者、その推進・調整の主体となる行政のそれぞれの役割と責任を分担し、住民参加によるまちづくりを実践していきます。

*¹⁷ 敷地や道路の境界線から後退して建物を建てること。

(1) 住民の役割

行政が発信するまちづくり情報に耳を傾け、計画や事業に対して積極的に意見やアイデアなどを提言するとともに、自治会などによる地域のまちづくりに向けて住民相互が協力し、秩序ある都市空間の形成を推進します。

(2) 民間事業者の役割

自らの生産活動の維持・発展に際して、都市計画制度のほか本町まちづくりに関する諸計画等を理解し、都市づくりに積極的な協力・貢献に努めます。

(3) 行政の役割

まちづくり情報を積極的に提供し、さまざまな要望を調整しながらまちづくりの実現に向けた必要な施策を、住民と民間事業者と連携して効率的かつ計画的に推進します。

5-5-2 住民参加の方策

(1) まちづくり情報の発信

都市計画制度やまちづくりに関する行政情報、住民のまちづくり活動の情報を迅速かつ確に提供するため、広報やはばの積極的な活用を行うとともに、インターネット等を通じた広範囲な周知を図ります。

また、まちづくりの学習機会を提供するなど、住民の自主的なまちづくり活動や実践団体などに対して積極的な支援を行います。

(2) 住民参加機会の充実

① まちづくりに対する住民の意向を幅広く把握するために、アンケート調査の実施やパブリックコメントの活用を図るとともに、自治会やNPO法人などの住民団体による懇談会やワークショップなどのまちづくり学習を支援し、住民とともにまちづくりを推進します。

② 地域の特性に応じたきめ細やかなまちづくりを進めるとともに、まちづくりについて住民参加を促すため、都市計画提案制度や地区計画申出制度の普及を図ります。

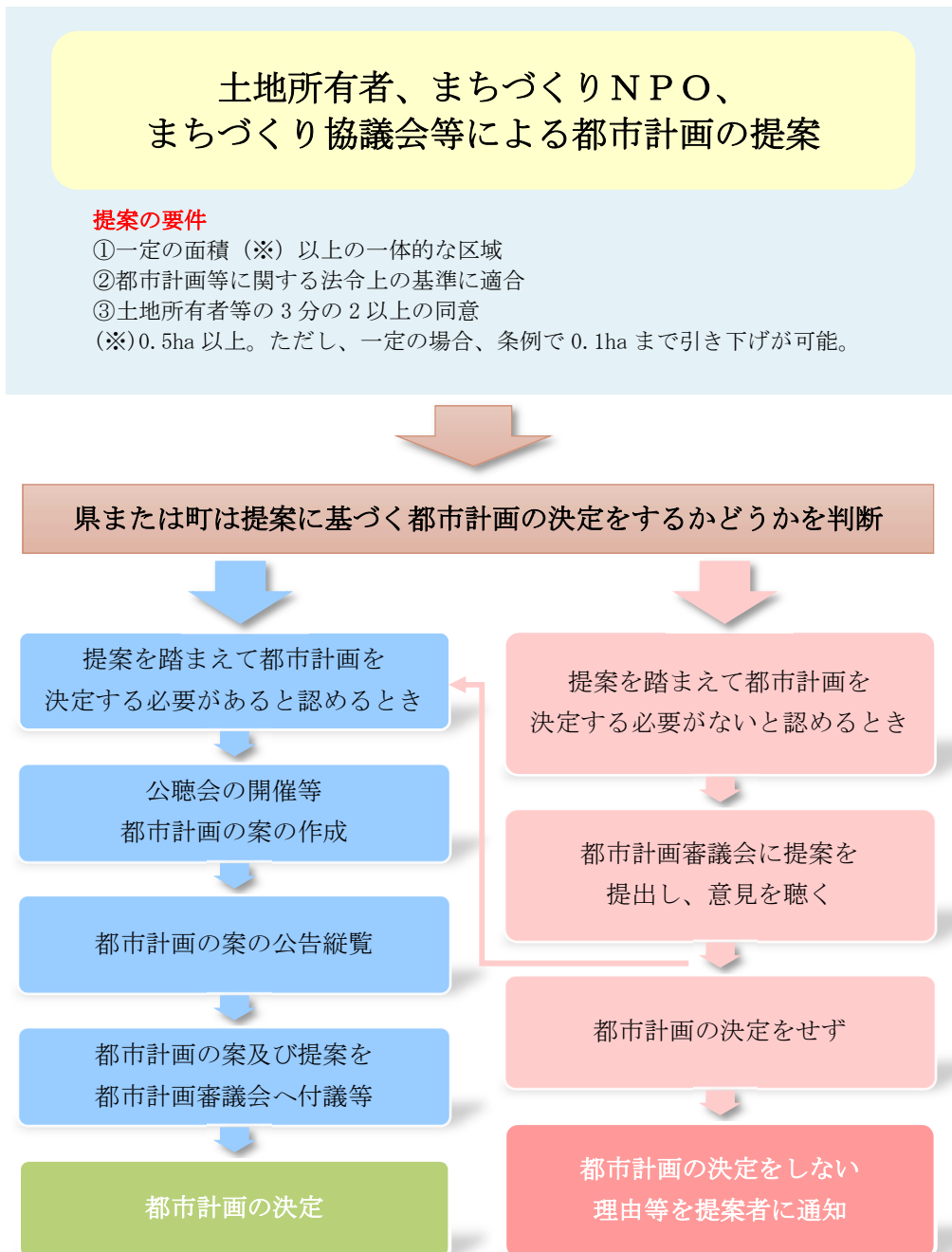


参考－１ 都市計画の提案制度

土地所有者またはまちづくりNPO等は、県または町に対し、都市計画区域等内の一定面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の2/3以上の同意を得て、都市計画を提案することができます。

提案を受けた県または町は、提案を基に都市計画を決定すべきかどうかを判断し、必要と認める場合は、都市計画の決定手続きを行います。

都市計画の提案制度フロー

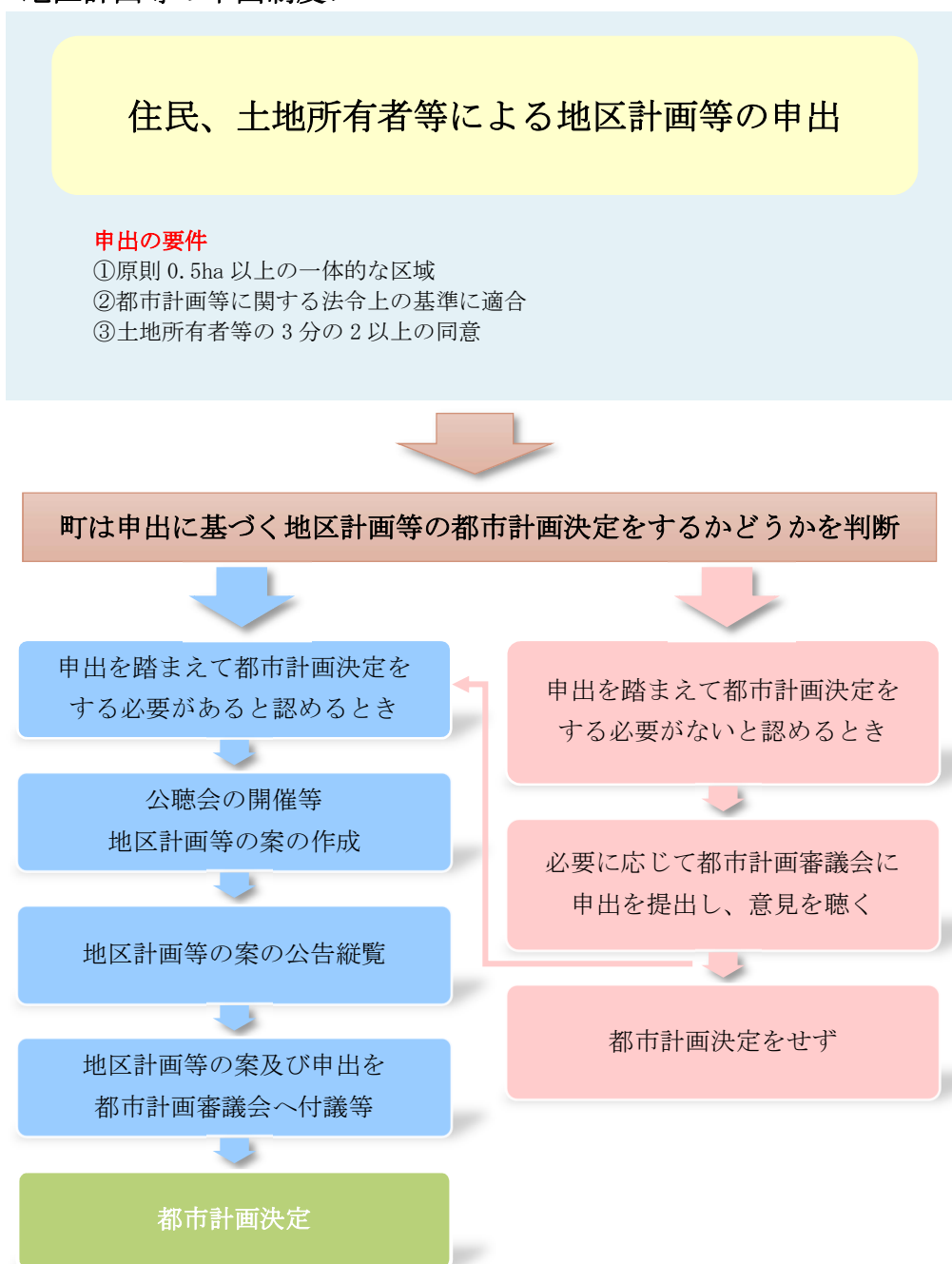


参考－2 地区計画等に関する申出制度

住民または土地所有者等は町に対し、一定面積以上の一体的な区域について、土地所有者等の2/3以上の同意を得て、地区計画等に関する申出をすることができます。

申出を受けた町は、申出を基に地区計画等に関して都市計画決定すべきかどうかを判断し、必要と認める場合は、地区計画等に関して都市計画決定手続きを行います。

地区計画等の申出制度フロー



第6章

地域別構想

1	地域区分	74
2	東部地域	75
3	西部地域	81
4	北部地域	85

1

地域区分

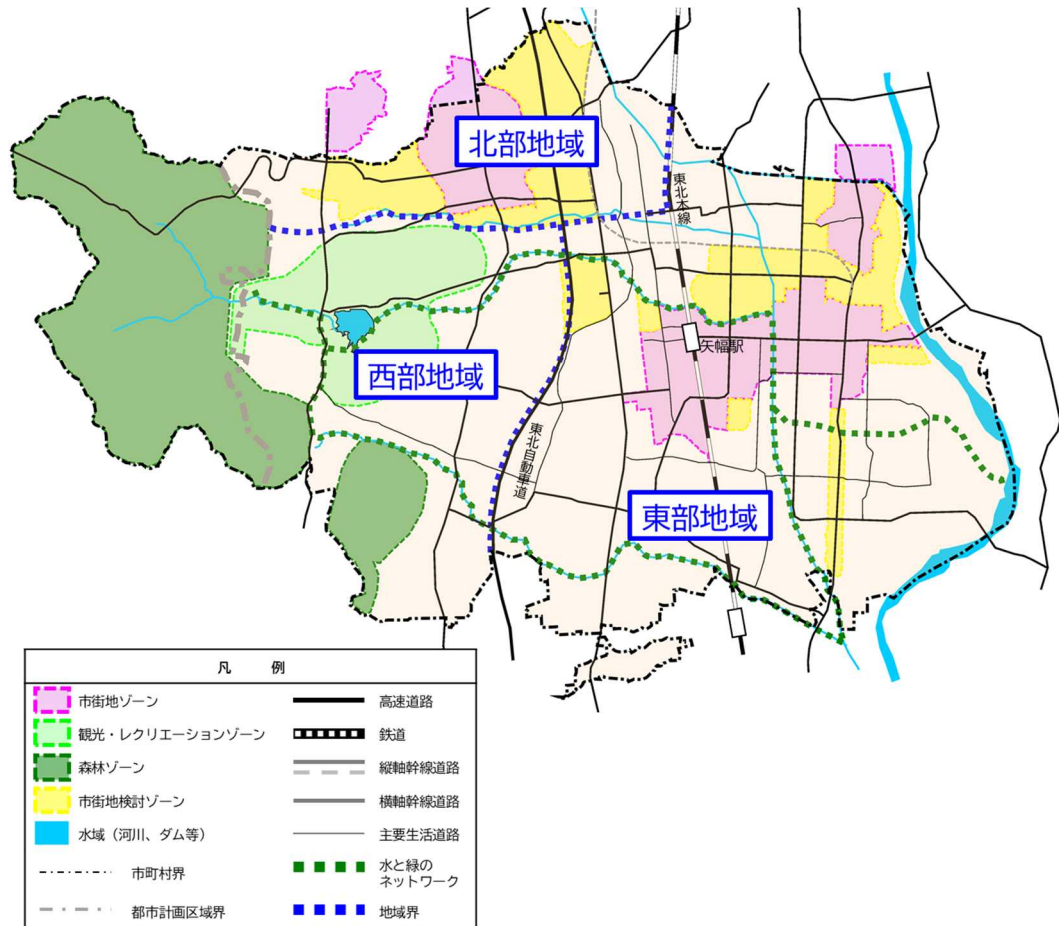
地域別構想の基本となる地域区分は、地域の特性・生活が概ね類似する区域であること、今後のまちづくり（整備構想）の方向性が同一であること等を考慮して設定します。

このマスタープランでは、次に示す3つの地域に区分します。

東部地域：東北自動車道より概ね東側の地域

西部地域：東北自動車道より概ね西側の地域

北部地域：概ね上赤林、広宮沢、流通センター行政区からなる地域



2

東部地域

(1) 東部地域の現況と課題

- ① 矢幅駅をまちづくりの核とした土地区画整理事業の実施、民間開発の誘導などにより、商業施設、岩手医科大学及び岩手医大附属病院施設を市街地の中に配置し、それを取り巻くように住宅地、その先に田園地帯が広がるコンパクトな市街地が形成されています。今後もまちの中心としてコンパクトな市街地を維持するとともに、社会経済状況に対応し、田園環境と調和した新たな土地利用を展開することが必要です。
- ② 矢幅駅周辺を中心にD I Dが形成され、まちの中心として居住人口が集中しています。岩手医大附属病院の開院により、昼間人口も大きく増加していることから、誰もが安心して快適に過ごせる都市環境の整備が必要です。
- ③ 矢幅駅周辺は土地区画整理事業により都市基盤整備がされましたが、土地利用は土地所有者の意向に委ねられていることなどから、中心市街地としての土地利用が図られていない面もあり、交通結節点でもある矢幅駅を中心とした賑わいのある街並みの形成が課題となっています。
- ④ 道路構成は国道4号をはじめ、一般県道不動盛岡線、都市計画道路津志田白沢線、町道中央1号線などの南北軸が充実しています。また、一般県道不動盛岡線沿いに矢巾スマートICが開通し、全国につながる東北自動車道とのアクセスが容易になりました。さらに、国道4号のバイパス機能や盛岡市から岩手医科大学及び岩手医大附属病院施設へのアクセス機能を向上させる盛岡南道路が新規事業化されました。しかしながら、本地域の東西軸は都市計画道路矢幅駅黒川線のみ依存するような構成になっています。岩手医大附属病院周辺開発や矢巾スマートICの開通等に伴い増加する自動車交通を円滑に処理することや盛岡南道路による県道・町道の見直しなどを含め、それぞれの道路の役割を明確にした交通処理対策や道路網の構築が課題となります。
- ⑤ 都市公園はさくらんぼ公園1箇所のみですが、土地区画整理事業や民間宅地開発により整備された公園が複数あり、とりわけ矢幅駅前のねむの木公園は、駅からの歩行者動線による回遊性を持たせるとともに、隣接するやはば一くと併せた利用ができるように配置されています。しかし、運動公園の設置や市街化調整区域集落からのアクセス向上を望む声もあり、周辺住民が憩う場としての公園のほか、地域全体としての公園のあり方を検討する必要があります。
- ⑥ 豊かな河川環境は住民の生活と密接な関係を保ちながら、災害への対応や親水空間としての機能を考慮した上で整備・保全されることが必要であることから、岩崎川の河川改修に併せて親水空間となる公園の整備が行われました。今後、

水と緑のネットワークの確立と連携する北上川の河川空間を活用した公園整備を検討する必要があります。

- ⑦ 昭和44年(1969年)に国指定史跡となった徳丹城跡については、本町の誇るべき歴史資産であることから、遺跡調査の継続と併せて、将来の観光拠点としての整備の検討が求められています。
- ⑧ 市街地を取り囲む市街化調整区域は、既存集落の人口減少や高齢化が著しく、集落機能やコミュニティの維持、交通弱者対策などが課題となっています。市街化調整区域であっても旧村中心部など住宅、生活サービス・福祉介護施設などが集中している地域をまちの小さな拠点ととらえ、定住促進にもつながる市街地と差異がなく暮らせる施策が必要です。
- ⑨ 国道4号沿線の市街化調整区域では、県内でも主要な幹線道路沿いでありながら有効な土地利用が図られていません。国道4号の持つ能力を活かし、まちの活性化や経済振興につなげるために、市街化調整区域であっても可能な産業の立地誘導を図ることが必要です。
- ⑩ 国道4号と徳田橋の間に位置する下田工業団地については、団地内用地が全て埋まっている状態にあることのほか、国道4号と架け替え整備が進められている徳田橋の持つ能力を活かし、まちの活性化や経済振興につなげる企業立地を図るため、団地を拡大することが必要です。
- ⑪ 国道4号沿線や下田工業団地の企業立地・集積施策については、矢巾スマートICや盛岡市等の県内主要都市へのアクセス方法、岩手医大附属病院の開業による国道4号等の広域幹線道路の交通渋滞緩和策を勘案し、道路整備と併せて検討することが必要です。
- ⑫ 全国につながる矢巾スマートICの開通をこれからのまちづくりに活かすため、盛岡南道路の整備を見定めながら、社会経済のニーズにあった土地利用や企業誘致を積極的に推進することが求められています。
- ⑬ 岩手医科大学及び岩手医大附属病院の移転に併せて、県立療育センターや県立盛岡となん支援学校、岩手県対がん協会など、県内の保健医療福祉の中心となる施設が移転開設しています。この条件をまちづくりに活かすため、町内の保健医療福祉施設の連携を図り、誰もが安心して暮らせるまちとして、定住化促進施策につなげることが考えられます。
- ⑭ コンパクトな市街地を形成していますが、市街地のなかでも住宅地から矢幅駅や役場庁舎、商業施設などへの公共交通が不足しています。また、市街化調整区域内既存集落からの公共交通はさらに不足しており、これからの人口減少・超高齢化社会に対応する交通弱者対策が求められていることから、歩いて暮らせるまちづくりを目指した各拠点を有機的に結びつける施策が必要です。

(2) まちづくりの目標

I 賑わいと交流を育む都市空間の形成

- ・ 矢幅駅周辺から岩手医科大学及び岩手医大附属病院周辺を中心市街地として相応しい賑わいと、暮らす人、訪れる人、誰もが安心して快適に過ごせる都市空間の形成を目指します。

II 広域拠点へのアクセスの向上と利用しやすいまちの形成

- ・ 岩手医科大学及び岩手医大附属病院等の広域拠点立地による交通量増加や交通弱者に対応した交通環境整備を図るとともに、誰もが安全で安心できる都市環境の提供と、利用しやすくわかりやすいまちの形成を目指します。

III 豊かな田園環境と調和したまとまりある市街地の形成

- ・ 本町の誇れる田園環境と調和したまとまりのある市街地の形成を維持、継続するとともに、新たな市街地整備については農林漁業との調整を図り、計画的に進めます。

IV まちの活力となる新たな市街地の形成

- ・ まちの活力となる人口増加、産業振興を図るための新たな市街地整備は、土地需要に応じて市街化区域拡大を視野に入れ、土地区画整理事業や民間活力との連携により進めます。特に産業振興を図るための市街地整備は、国道4号や盛岡南道路、東北自動車道（矢巾スマートIC）などの幹線道路の持つ能力を活かす土地利用を推進します。

(3) まちづくりの方針

① 土地利用・市街地整備の方針

- 矢幅駅周辺から岩手医科大学及び岩手医大附属病院周辺をまちの中心市街地としてコンパクトで賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、快適で利便性がある環境整備や都市機能の集約、連携を図り、暮らす人、訪れる人が歩いて過ごせるまちづくりを目指します。
- 土地区画整理事業を実施した矢幅駅周辺については、歩いて暮らせるまちのシンボル空間として、まちづくり会社や地元商工業者、土地所有者と連携を図り、人々の交流や賑わいのある街並みを創出する土地利用や企業誘致を推進します。
- 岩手医科大学及び岩手医大附属病院を中心とする広域保健・医療・福祉・教育関連施設等の整備を支援するとともに、関連事業者の誘致なども含めながら段階的な市街地形成を推進します。また、それらによる交流人口増加をまちづくりにつなげるため、周辺地域については職・住・遊の複合的な機能を備えた整備を推進します。
- 新たな住宅地については、コンパクトで歩いて暮らせるまちを目指し、住居系用途地域隣接地や生活利便施設との歩行アクセスを考慮した良好な住宅整

備を民間事業者と連携して推進します。

- e 盛岡広域唯一の工業専用地域である下田工業団地を中心に、国道4号や矢巾スマートIC、徳田橋など広域幹線道路を活かす産業集積整備を推進します。
- f 市街化調整区域の既存集落については、集落機能やコミュニティの維持、多様な生活環境を求める転入希望者に対応するため、地域住民の意向をもとに地区計画の活用を検討します。
- g 新たな市街地の形成については、既存の市街化区域周辺や幹線道路沿線等を中心として土地需要を調査し、地域の合意を踏まえた上で、町土地利用の基本方針や基本方向に沿って整備を検討します。

② 交通施設の整備方針

- a 岩手医大附属病院の開業等による交流人口増加により、本地域内の歩行者や自動車動線の流れ、発生交通量が大きく変わりましたが、盛岡南道路により自動車動線を中心にさらに変化することが見込まれます。交通量の変化を的確に把握・分析し、中心市街地の渋滞緩和と交通安全確保のため、道路の段階構成の明確化と歩行者の安全性に配慮した整備を促進します。
- b 環状道路を明確にして整備を促進することで中心市街地の通過交通を制限し、都市計画道路矢幅駅黒川線が中心市街地にアクセスする道路として賑わいを演出することと併せて、下田工業団地周辺や国道4号沿線の産業集積整備に向けた、広域幹線道路を活かす効果的な交通網体系を構築します。
- c 交流人口の増加や交通・買い物弱者への対応を含め、歩いて過ごせるまちを実現するため、路線バスなどの交通機関の状況や利用者ニーズを把握し、交通事業者と連携しながらコミュニティバスやデマンド型交通の利用促進を図ります。

③ 公園・緑地・河川等の整備方針

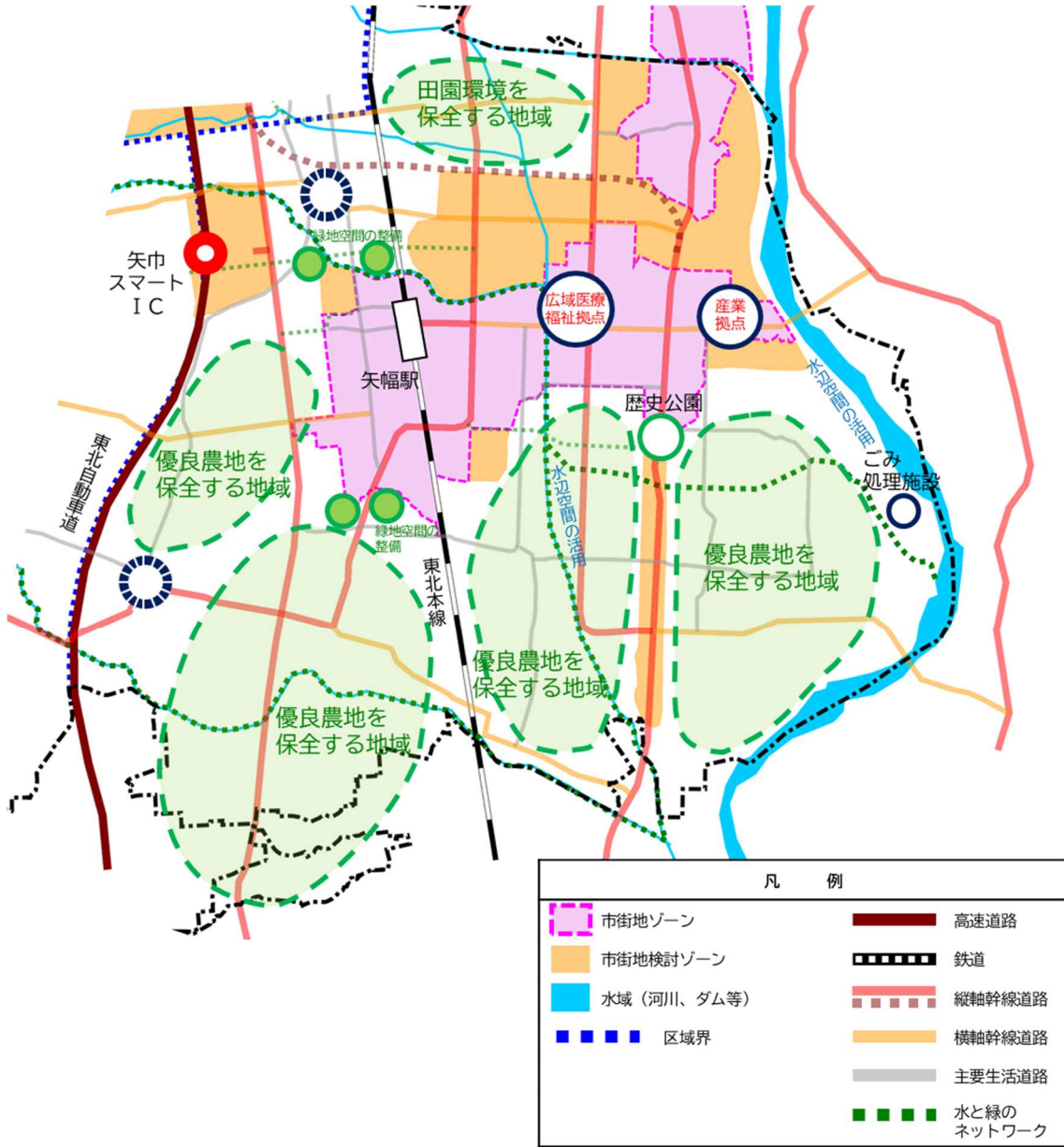
- a 史跡徳丹城跡を歴史公園として位置づけ、住民や来町者に憩いとやすらぎを与えると同時に、地域振興に活かす観光施設としての機能整備について検討します。
- b 北上川、岩崎川等の河川については、自然災害を未然に防ぐための整備を促進することと併せて、回遊性のある親水空間としての整備、利用促進を図ります。
- c 一定規模を超える開発においては、町民の憩いの場や災害時の避難所、火災等の延焼防止策などとしての公園、緑地整備を開発者と連携のうえ、適正配置を図ります。
- d 住宅地内などの民間開発により整備された公園については、地域内の共有財産であるとの認識のもと、自治会と連携して機能維持・向上に努めます。

④ その他の方針

- a 本地域には町民センターや県立学校施設、県消防学校や岩手医科大学及び岩手医大附属病院と関連施設、介護福祉施設などの公共公益施設が立地していますが、施設事業等による町民とのつながりの支援や災害時の協力体制の確立など、多数の公共公益施設立地によるまちづくりへの波及効果を高めます。
- b 道路利用者休憩施設、地域情報発信機能、防災機能などを併せ持った「道の駅」について、本町にある道路機能や観光資源を勘案しながら整備検討を進めます。
- c 史跡徳丹城跡の遺跡調査に伴う徳田小学校の移転については、社会情勢や地域環境を考慮し、規模や配置を検討したうえで整備を図ります。
- d 盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ処理施設は、ごみ処理広域化により盛岡広域環境組合が整備するごみ処理施設が令和14年(2032年)に稼働する予定を踏まえ、当該組合の構成市町と検討・調整を図りながら、施設の適正な運用と周辺の環境保全に努めます。
- e 誰もが安心して過ごせる、利用しやすくわかりやすいまちにするため、ユニバーサルデザインに配慮した公共公益施設の整備や案内板の設置、市街地開発を契機とする住居表示の導入等を図ります。



図1 東部地域の都市将来像



3

西部地域

(1) 西部地域の現況と課題

- ① 本町のシンボルである南昌山とその周辺に緑豊かな自然環境がありますが、この環境のなかに廃棄物の不法投棄、不法ヤード等の設置も見受けられることから、県や隣接市町と連携を図りながら、次世代につなぐ自然環境の保全に対する取り組みが必要となっています。
- ② 南昌山の裾野に広がる一帯は町立自然公園として、矢巾温泉を中心に幣懸の滝や煙山ダム、スポーツ・レクリエーション施設などがあり、隣接地には県林業技術センターや県営煙山森林公園が設置されるなど、観光資源・施設が集積しています。しかし近年、矢巾温泉は町保養施設のみの営業となっているほか、民間日帰り入浴施設の撤退や町営屋内プールの廃止など、観光拠点としての機能衰退が見られることから、空き施設の再生・再利用と併せて観光拠点としての活性化策が必要です。
- ③ 新たな観光スポットとして町内外から注目され、シーズン中は1万人以上が訪れる煙山ひまわりパークの駐車施設等、周辺施設の充実が望まれています。
- ④ 歴史的景観資源である旧稻荷街道の松並木や旧煙山苗畑の桜並木の保全・活用が必要です。
- ⑤ 本町の中小河川の上流部となる本地域には、幣懸の滝や煙山ダムなど観光スポットとなる親水空間があるほか、農業用水利として使われていたため池が点在しています。これらを地域資源として結びつけ、有効に活用することが望まれています。
- ⑥ 町道西部開拓線は主要地方道盛岡和賀線に平行して走る広域的な道路として、盛岡市や流通センターからの大型車の通過交通量が多く、今後は矢巾スマートICの開通によるさらなる交通量の増加も予測されていますが、本地域の幹線道路であり観光拠点に配置している道路であることから、信号機や歩道の設置等の安全対策の向上が望まれています。
- ⑦ 点在する農村集落については、公共交通機能が不足していることなどから、日常生活において市街地との格差が生じています。今後の高齢化社会を考慮し、地域の実情に即した生活基盤の充実が求められています。
- ⑧ 南昌病院や介護福祉施設、重症心身障害児施設などの医療・介護・福祉施設がその役割を十分に発揮できる環境整備・支援策の検討が望まれます。

(2) まちづくりの目標

- I 南昌山周辺の環境を保全、活用した観光・レクリエーションゾーンの再生・充実及び矢巾スマートIC等を生かした土地利用の検討

- ・ 本地域には、南昌山を象徴とする丘陵地と煙山ダムや幣懸の滝などの親水空間を背景に、矢巾温泉、町営キャンプ場などの観光・レクリエーション施設や、旧稻荷街道の松並木、旧煙山苗畑の桜並木など歴史的な景観資源に加え、矢巾スマートIC等の恵まれた交通網があります。また、新たな観光スポットとして煙山ひまわりパークや北部地区にある南昌トンネル周辺の紅葉などが町内外から注目されています。こうした施設や資源を保全し、連携させることと併せて、交通網や空き施設を有効活用することにより、まちの観光と地域振興の活性化に寄与できるような取り組みを行います。

II 自然・景観資源と市街地を連携する水と緑のネットワークの構築

- ・ 豊かな自然・景観資源、田園環境と市街地を連携する水と緑のネットワークを構築することで、歩くことや自転車を利用して行動することが楽しくなるような環境を整備します。

III 良質な農業生産地の維持保全と快適な農村集落環境の形成

- ・ 丘陵地の特性を活かした果樹、野菜、菌茸類の生産地として、また優良農地として整備された米産地としての維持保全を図るとともに、安全で快適な農村集落環境を整備します。

(3) まちづくりの方針

① 土地利用の方針

- a 本町のシンボルである南昌山及びその周辺の緑豊かな丘陵地の自然環境を保全します。
- b 煙山ひまわりパークを中心に矢巾温泉、幣懸の滝、煙山ダム、県林業技術センター等、観光・レクリエーション資源・施設の有機的な連携を図るとともに、積極的な広報活動を行います。
- c まちの観光や地域の活性化につながる空き施設の有効活用を、民間活力との連携を含めて検討します。
- d 地域景観の構成要素であり、ほ場整備事業等により農業生産基盤が整備された優良農地を保全し、高生産性を確立する効率的な農地利用を図ります。

② 交通施設の整備方針

- a 本町の市街地や隣接市町、東北自動車道盛岡南インターチェンジ（以下「盛岡南IC」という。）や矢巾スマートICとの交通アクセスの利便性を高めるため、都市計画道路夕顔瀬橋煙山線、土橋白沢線の整備を図ります。
- b 通過交通の多い町道西部開拓線は、観光・レクリエーションゾーンや水と緑のネットワークを縦断する道路であることから、交通安全施設の整備を図ります。
- c 路線バスの状況や利用者ニーズを把握し、交通事業者と連携しながら公共

施設や中心市街地と行き来するためのコミュニティバスやデマンド型交通の利用促進を図ります。

③ 公園・緑地・河川等の整備方針

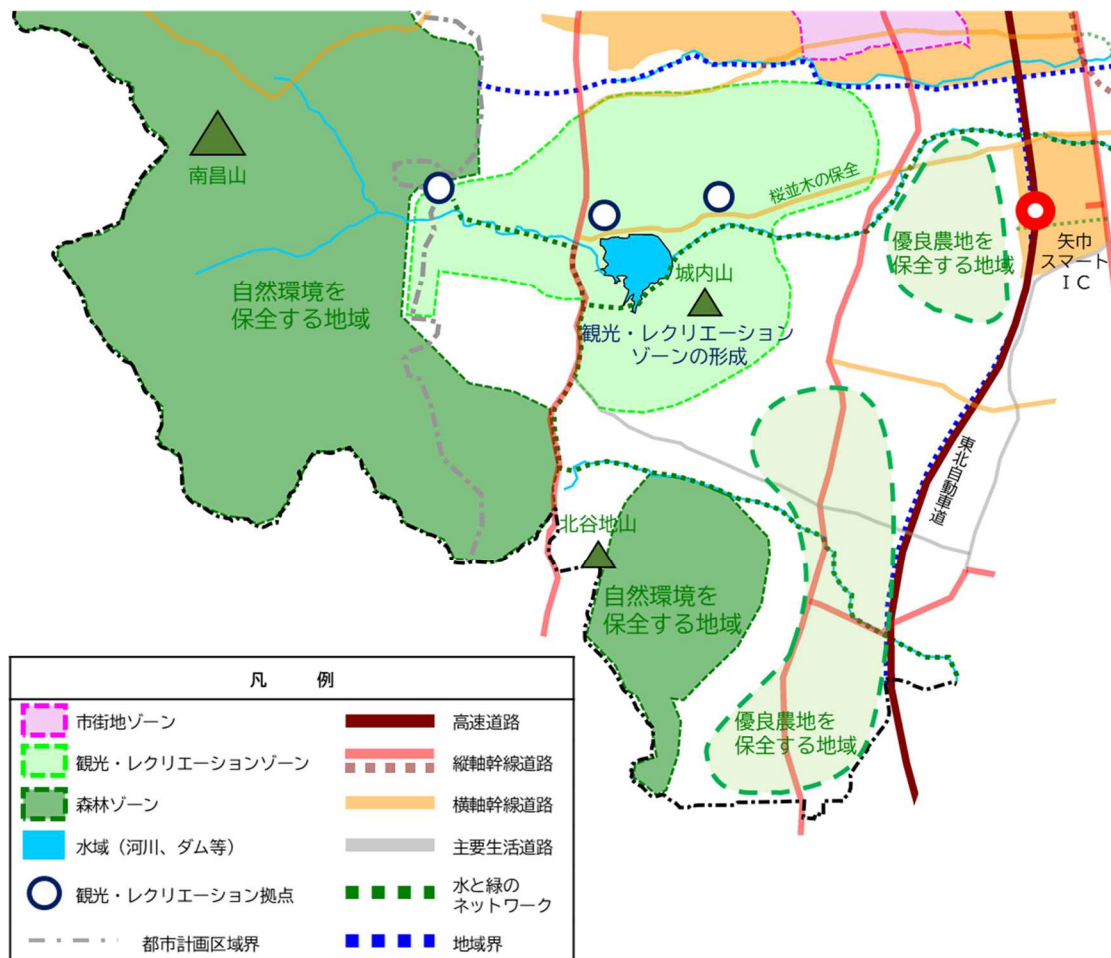
煙山ダムや幣懸の滝、岩崎川などの水質の保全と親水を図る取り組みを進めます。併せて、本地域の豊かな自然や中小河川の景観を中心にまち全域の自然景観を有機的に結びつけ、水と緑のネットワークの形成を推進します。

④ その他の方針

- a 過去に県総合運動公園誘致運動を展開した清水野地区について、町立自然公園と一体となり、まちの観光・レクリエーションの振興に結びつく土地利用を町民とともに検討します。
- b 農村集落の生活利便性の向上を図るとともに、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業の推進により生活環境の改善を図ります。
- c 医療・介護福祉施設が立地する地域については、今後も安心して医療や介護・療養が受けられるような周辺環境の維持保全に努めるとともに、関係機関や地域住民、NPOなどとの連携により地域福祉活動の推進を図ります。



図2 西部地域の都市将来像



4

北部地域

(1) 北部地域の現況と課題

- ① 広宮沢第二地区土地区画整理事業地（以下「ウエストヒルズ広宮沢」という。）や西部工業団地の整備により、流通センターを中心とする流通業務系の拠点として充実を図りました。また、北側に盛岡南IC、南側に矢巾スマートICが配置されており、全国につながる道路環境に恵まれているほか、近接する国道46号や県道矢巾西安庭線などの利用により県内全域へのアクセスも容易であることから、産業からの立地ニーズが高まっていますが、立地用地が全て埋まっていることから、これからのまちの活力となり、町民の雇用の場となる新たな産業立地に対応するためにも、用地の拡大や機能の拡充が求められています。
- ② 本地域に近接して盛岡市中央卸売市場や盛岡貨物ターミナル駅、本町東部地域には下田工業団地が配置され、今後は盛岡市永井地内において、新たな物流拠点の整備が計画されています。流通業務系の拠点としての機能向上、立地企業等の相互研鑽に結びつく、本地域内のみならず、それぞれの業務地との連携強化が望まれます。
- ③ ウエストヒルズ広宮沢の整備完了や矢巾スマートICの開通、岩手医大附属病院の開業による通過交通の増加などにより、自動車交通量の大幅な増加が懸念されます。
- ④ 流通センターやウエストヒルズ広宮沢の業務地は、特別業務地区として建築物用途等が制限されています。また、西部工業団地は市街化調整区域での土地区画整理事業整備地となっています。
- ⑤ 本地域西側は市街化調整区域となっていますが、業務系市街地に近いことや県内への道路網が充実していることなどから不法ヤード等が散見されます。次世代につなぐ自然環境や景観の保全のため、適切な土地利用を図り、誘導する必要があります。
- ⑥ 流通センター内には都市公園である広宮沢公園、鹿妻公園の近隣公園2箇所と、せきあい公園、日時計公園、北川公園の街区公園3箇所を設置していますが、施設の経年による老朽化が見られるほか、中心市街地からの距離があることから町民にはなじみの薄い公園となっています。
- ⑦ 流通センターやウエストヒルズ広宮沢には、業務地の就業者等に向けた住宅地が整備されています。また、本地域西側には都市計画区域外当時に整備された南昌台団地がありますが、中心市街地との距離や公共交通機能の不足から、住民の日常の買い物などは盛岡市に依存しています。地域住民をはじめ立地企業とその就業者の利便性確保や中心市街地との交流を図るため、流通センター内の

近隣商業地域や都市公園の有効活用、公共交通体系の整備が求められます。

(2) まちづくりの目標

I 流通・業務を中心とした都市機能の集積による産業拠点の形成

- ・ 流通センターとウエストヒルズ広宮沢、西部工業団地を一体的な流通・業務を中心とした産業拠点として、都市機能の集積や今後のまちの活力となり、町民の雇用の場となる新たな企業立地に向けた用地の拡大や企業誘致を図ります。また、盛岡市中央卸売市場、盛岡貨物ターミナル駅、下田工業団地、計画が進められている盛岡市永井地内の新たな物流拠点等との連携強化を目指します。

II 良好な居住環境の形成と都市公園の活用促進

- ・ 住宅地等について、良好な居住環境を確保するため、公共交通や近隣商業地域の充実、中心市街地との交流を図り、日常生活の利便性を高めます。また、流通センター内の都市公園の有効活用を促進します。

(3) まちづくりの方針

① 土地利用・市街地整備の方針

- a 産業立地用地は全て埋まっていることから、今後の企業立地や産業拠点の確立を目指し、周辺環境に配慮しながら、流通センターとウエストヒルズ広宮沢、西部工業団地が一体となる土地利用を図ることにより、新たな事業用地を確保、整備することを促進します。
- b 特別業務地区の建築物用途等の制限については、良好な業務地区の整備のために定めていますが、隣接する盛岡市と連携し、社会経済状況を勘案した内容となるよう検討します。
- c 市街化調整区域である西部工業団地は地区計画の適切な運用に基づき適正で良好な土地利用を促進し、南昌台団地については、地区計画の導入を進めます。
- d 流通センター内の近隣商業地域は、本地域の住民や就業者の日常サービスの利便性を高める施設利用に向けて、協同組合盛岡卸センターとともに検討します。なお、既存の近隣商業地域を上回る土地需要が見込まれる場合には、新たな事業用地の確保を検討します。

② 交通施設の整備方針

- a 盛岡南ICや矢巾スマートICの利用促進に加え、盛岡南道路や都市計画道路西仙北北川線の整備促進により、本地域外との連携を強化する交通機能の充実を図ります。
- b 矢巾スマートICを安全で効果的に利用できる道路環境整備を図ります。

また、通過交通の増加に対応する歩道設置等の安全性の向上を図ります。

- c 新たな企業立地に対応するとともに本町環状道路の機能を発揮し、町内道路網との道路ネットワークを形成する道路計画を検討、整備を進めます。
- d 路線バスの状況や利用者ニーズを把握し、交通事業者と連携しながら公共施設や中心市街地と行き来するためのコミュニティバスやデマンド型交通の利用促進を図ります。

③ 公園・緑地・河川等の整備方針

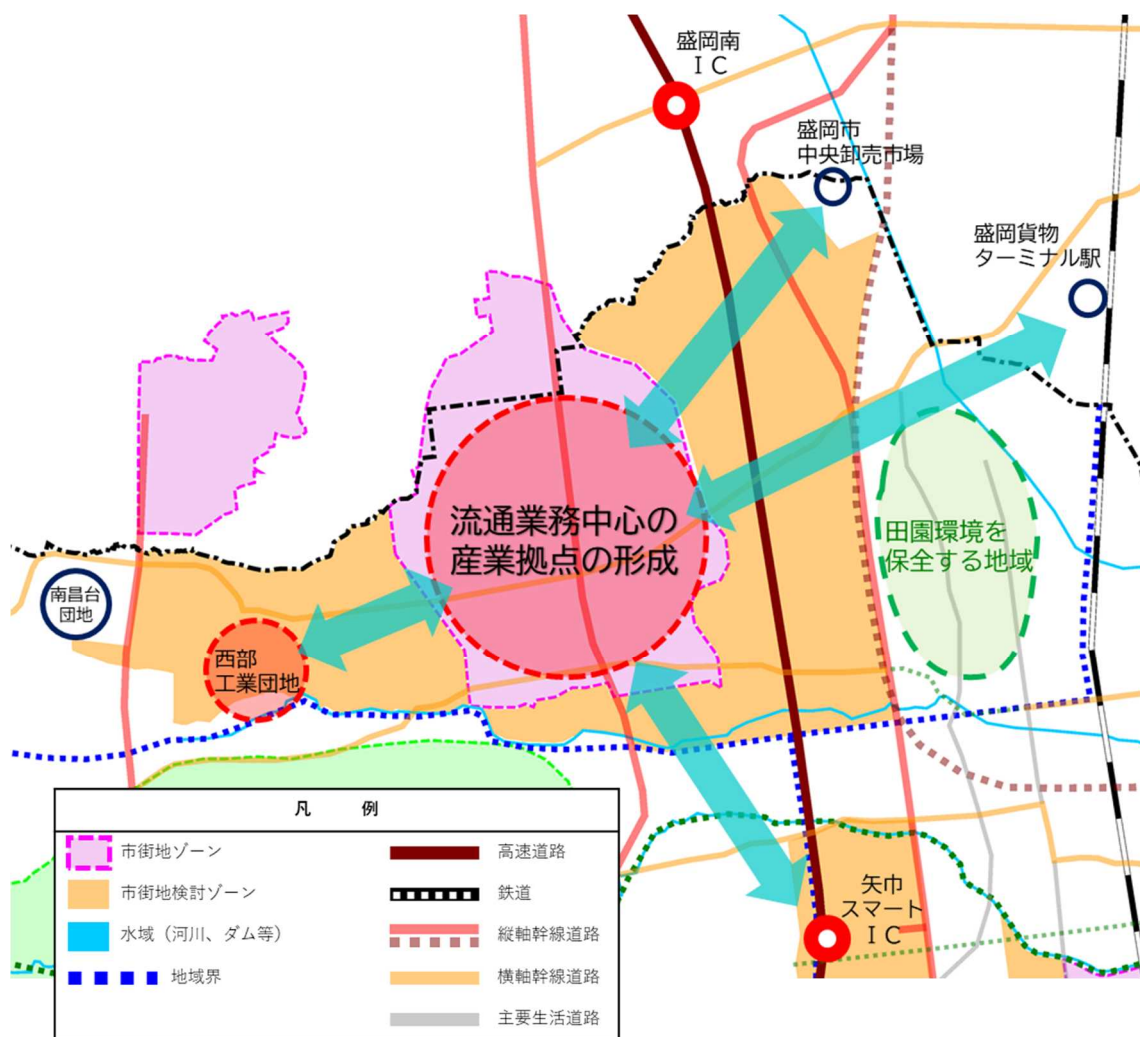
- a 都市公園が町民の憩い・レクリエーションの場として親しまれ、魅力ある公園として、また、誰もが楽しめる賑わいの場として再生するため、新たな活用アイデアを活かすことを目的に、指定管理者制度やPark-PFI等による民間活力の導入を図ります。
- b 広宮沢公園や鹿妻公園の運動施設については、県や隣接市町の運動施設との活用連携等を検討し、利用率の向上を目指します。

④ その他の方針

- a 自然環境や田園風景は、本町の都市景観を形成する貴重な資源であることから、県と連携しながら適正に土地利用制度を推進し、今後も保全と維持活用を図ります。
- b 生活・就業環境の向上を図るため、商業施設及び生活サービス施設等の立地誘導や新たな事業用地の確保について検討します。



図3 北部地域の将来都市像



矢巾町都市計画マスタープラン

発行：矢巾町未来戦略課

〒028-3692 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地

TEL：019-697-2111

FAX：019-697-3700

<http://www.town.yahaba.iwate.jp>
